

(1) 平成29年第2回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民党	吉沢議員	小中学校の避難所における複数熱源化について	3
			教職員の勤務実態調査について	3
			降格希望について	4
			部活動の適正な運営について	4
			校長等管理職の登用について	5
			教育委員会会議の音声データ消去について	6
			障害者の法定雇用率について	7
	公明党	河野議員	教職員の働き方について	9
			平和教育について	9
			いじめ対策について	10
			通学路の安全対策について	11
			新入学児童生徒学用品費について	11
			偏見をなくし他者を許容するための教育について	12
			自宅療養時の学習支援の充実・強化について	12
	共産党	渡辺議員	教職員の長時間労働と多忙化解消について	13
			部活動の適正な運営に向けての取組みについて	14
			教育委員会会議の音声データの消去について	15
			教育現場における性的指向、性的自認についての指導について	19
			障害者相談支援センターと教育委員会の連携について	20
	民進みらい	松井議員	就学援助について	21
			地域の寺子屋事業における学習支援について	21
			子どもの貧困対策について	22
			教員の定数改善について	23
			小杉駅周辺地区新設小学校整備事業について	23
教育委員会会議の音声データの消去について			24	

② 一般質問

	質問日	委員名	内 容	頁
一 般 質 問	6月23日	末永議員	小中学校における卒業証書の位置づけについて	26
			小中学校を活用した市民の体育及びレクリエーション振興策について	27
		春議員	がん対策について	28
		片柳議員	八丁畷駅前踏切の安全対策について	28
			富士見地区整備について	29
			多様な性のあり方に対する施策について	29
		木庭議員	中学校における部活動（吹奏楽部）について	30
		山崎議員	中高一貫校について	31
		田村議員	発達障害児・者支援について	32
			改正個人情報保護法に伴う対応について	33
		松井議員	子どもの体力向上について	33
	添田議員	教員の負担軽減について	35	
	6月26日	川島議員	避難所運営について	38
		飯塚議員	富士見周辺地区整備について	38
		露木議員	栄養職員の配置と食育の推進について	39
		重富議員	臨時的任用教員の研修について	40
	6月27日	矢沢議員	学校給食における地産地消の取組について	43
			橘官衙遺跡群保存活用計画について	44
			川崎市青少年の家施設老朽化対応について	45
		吉岡議員	骨髄移植ドナー支援について	45
			放射性物質に対する正しい知識啓発について	46
		市古議員	中学校給食（センター方式）実施に向けて	46
			公共施設におけるトイレの快適について	48
			教育委員会の音声データ消去に関連して	49
		押本議員	組体操の課題について	51
		廣田議員	市内にある史跡・名跡等文化財の案内ガイドについて	53
			部活動指導員の制度化について	55
		青木議員	遺跡調査について	56
		岩崎議員	京急八丁畷駅周辺の安全対策について	57
	月本議員	薬物乱用防止教育について	57	
	6月28日	吉沢議員	環境共生都市について	59
		山田議員	子どもサポート南野川について	59
			図書カウンターについて	59
		石川議員	宮前平駅改修工事の進捗状況と図書返却ポストの設置など改善点の検討状況について	60
		織田議員	小学校の給食調理室の改修と改善について	60
沼沢議員		学校の施設整備について	61	

■ 代表質問（6月14日）自民党 ■

◆小中学校の避難所における複数熱源化について

◎質問

市内小中学校の避難所に対し、複数熱源の導入が進んでおりますが、炊き出し用資機材との関係性について伺います。

◎答弁

災害時における熱源の確保につきましては、現在、避難所として指定を受けている市立学校のうち、都市ガスのみを利用している学校を対象にプロパンガス設備を併設する、いわゆる複数熱源化の取組を進めているところでございます。

プロパンガスは、災害時における復旧が容易とされていることから、避難所における熱源の確保として有効なものと考えており、対象校120校について順次プロパンガス設備の設置を進め、平成31年度には対象校全てに設置が完了する見込みとなっているところでございます。

設置に際しましては、20キログラムのガスボンベ4本と、校舎内にガスコンロ等を併せて整備しているところでございまして、今後につきましても、備蓄計画と整合を図りながら、関係局と連携して取り組んでまいります。

◆教職員の勤務実態調査について

◎質問

次に、教職員の勤務実態調査及び、部活動の適正な運営に向けての取組について伺います。

教育現場において働く教師の実態を調査するという今回のアンケートやヒアリングについて、調査内容が恣意的なものとならないよう実施されなければならないと考えます。調査内容を実施前に提示することについて見解を伺います。

業務を効果的・効率的に行うことは組織として、当然為すべきことでありますが、教育現場において難しい理由について伺います。

調査により、教員の本来的な業務とそうではない分野の役割分担を行うとありますが、それぞれどのような業務が該当するのか伺います。

また、役割分担とは画一的に線引きする事なのか伺います。

◎答弁

はじめに、勤務実態調査についてでございますが、今回の勤務実態調査は、学校規模や職位、職種、経験年数ごとに学級担任の有無などを尋ねることで教職員の属性に応じた負担感を把握、分析することを目的としておりまして、昨年度、文部科学省が実施いたしました教員勤務実態調査や、他都市が行ってきた同様の調査などを参考に、本年下半期の実施に向けて、現在、調査項目の検討を行っている段階でございます。

勤務実態を的確に把握できる調査とするため、学校管理職や教職員など現場の意見も取り入れながら、調査票等の設計を行ってまいりたいと考えているところでございまして、議会へのご報告につきましては、作業の進捗状況を踏まえ、今後調整させていただきます。

次に、教育現場における業務の効率化についてでございますが、これまでも校務分掌や会議の見直し、校務支援パソコンの活用によるICT化の推進など、業務の改善に取り組んできたところでございますが、学校教育におきましては、個々の児童生徒に対するきめ細やかな指導や教材研究など、単純な業務の効率化は難しい側面もございます。

今後は、勤務実態調査の結果を分析し、学校業務の改善に向けた検討を適切に行ってまいりたいと存じます。

次に、教員が本来的に行う業務や役割分担につきましては、業務の性質上、画一的な線引きに馴染まない面もあることから、今後、勤務実態調査の結果を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと存じます。

◆ 降格希望について

◎質問

教育現場の新たな体制整備に当たり、バランスのとれた職員配置も重要と考えますが、降格希望の職員の推移について伺います。

その理由についても伺います。

◎答弁

はじめに、教育委員会におきましては、職員本人の意志を尊重することにより、職員の意欲の向上、能力の発揮及び組織の活性化を図ることを目的とした希望降任制度がございます。

教職員の希望降任者数の推移につきましては、平成24年度1名、25年度1名、26年度2名、27年度1名、28年度1名でございます。

次に、希望降任の理由につきましては、「職員自身の病気」、「親族の介護」などの事情を有する場合などがございます。

◆ 部活動の適正な運営について

◎質問

次に、部活動の適正な運営について伺います。

教職員にとってあたかも部活動が負担の原因となっているとの印象を与えるようなことは好ましくないと指摘してまいりました。しかし、その後も同様な報道等が散見されますが、教育長の見解を伺います。

先月には、部活動の適正な運営にむけた取組を実施するよう通知がされていますが、本市の部活動において適正に行われていない実態や事例があるのか伺います。

資料によると、本市の教職員の97%が部活動の顧問に就いているとなっておりますが、部活動は教員の本来的な業務であるのか、改めて伺います。

行き過ぎた指導はもちろん否定されるべきですが、「試練なくして栄光なし」・「栄光に近道なし」とは、現代でも充分、理解されるものと考えますが、教育長に見解を伺います。

部活動での自己鍛錬や技能の向上に取り組んでいる生徒も多数いると同時に、教職員にも部活動において新たな発見や、指導による生徒の健全育成など、積極的に取り組んでいる状況もあるかと考えます。ガイドラインの作成に当たっては、負担軽減ありきでなく、生徒の能力を伸ばすことや部活指導による教員のモチベーション維持などを考慮すべきと考えますが、伺います。

昨今、外部専門家による指導も取り入れられているようですが、本市の現状を伺います。

優れた指導者により得られるものは大きいと考えますが、教員でないことによる問題点があるのか伺います。

◎答弁（教育長）

部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、共通の目標に向けて仲間と協力し、努力することで、達成感や充実感を味わうことのできる大切な活動であると考えており、部活動には、生徒の心身にわたる成長や豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすことなどを期待しております。

そのためにも、行き過ぎた活動が行われ、教員、生徒ともに様々な無理や弊害が生じることのないよう取り組まれることが大切であると認識しております。

また、教員の負担軽減につきましては、部活動に限らず、業務の見直しや効率化、事務負担の軽減を図るなど様々な方策を検討し、取り組む必要があるものと考えております。

◎答 弁

はじめに、本市の部活動の実態等についてでございますが、昨年度、川崎市立中学校部活動検討専門会議において実施した「部活動指導に関する実態調査」では、生徒の約3割が「週7日」ほぼ毎日活動していると回答しております。困っている又は心配なこととして、約半数が「勉強との両立」、約4割が「もっと休日が欲しい」と回答しております。

また、保護者からは、不安なこととして「部活動と学業との両立」が最も多く回答があったところでございます。

これらのことを踏まえ、行き過ぎた活動が行われると、教員、生徒ともに、健康面など、様々な影響が生じる可能性があることから、本年5月に「バランスのとれた部活動の運営に向けて」を各中学校に通知し、学校の実情に応じて6月末を目途に実践するよう周知したところでございます。

次に、教職員の業務における部活動指導の位置づけについてでございますが、部活動は学習指導要領において、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」と示されており、顧問の教員をはじめとする関係者の積極的な取組や指導に支えられている活動であると考えているところでございます。

次に、ガイドラインの作成についてでございますが、文部科学省においては、今年度末までに運動部活動のガイドラインを示す方針であると同っておりますので、国の動向を踏まえながら、教員の負担軽減の視点のみならず、生徒の健全な成長の確保の視点から検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、外部指導者についてでございますが、外部指導者は、学校教育における部活動の意義や、学校と地域との関係及び学校を取り巻く環境について理解し、顧問の指導計画に従い、顧問を支援する立場で生徒の実技指導に当たっていただいております。現在、中学校及び特別支援学校55校中43校に、111名の外部指導者を派遣しているところでございます。

今後も勝利至上主義的な指導に偏ることなく、また、学校教育の一環として部活動が適切に行われるよう、外部指導者の資質や指導力向上に向けた研修を実施してまいります。

◆ 校長等管理職の登用について

◎質 問

次に、公立学校における校長等管理職の登用について伺います。

各学校が特色ある教育活動を展開しつつ、地域や家庭と連携し自主性、自立性を発揮するためには管理職としてふさわしい人材を登用することが求められます。管理職としてふさわしい人材を登用し、活用するためには、年功序列やコネクションにとらわれない評価や選考方法に取り組み、これまで以上に優秀な人材を登用することが求められます。教育公務員特例法第11条では「公立学校の校長並びに教員の採用及び昇任は選考による」と規定されており、管理職選考試験が実施されていますが、本市に於ける管理職登用について他都市には見られない特色について伺います。

併せて管理職選考試験の受験資格、出願に必要な条件、選考試験内容について伺います。

また、面接を行う場合は、どのような立場の人が面接委員となり可否の判定は誰がどのように行うのか、結果はどのような方法で公表あるいは知らされているのか伺います。

加えて、合格者の名簿登載の状況及び扱いについて伺います。

尚、第2次男女共同参画基本計画において2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し各分野に於ける取り組みを

促進することが挙げられていますが、本市に於ける女性の校長等への登用状況を伺います。

また、管理職登用の選考倍率の近年の傾向及び状況についても伺います。

◎答 弁

はじめに、校長等の学校管理職の選考における他の政令指定都市との比較につきましては、経験年数や選考内容等におきまして大きな差異はございませんが、本市の特色といたしましては、昇任者を決定する際に、昇任候補者の中から改めて個人面接及び小論文を実施した上で昇任者を選考しております。

次に、学校管理職昇任候補者選考における校長候補につきましては、所属長から推薦された者であること、教頭職1年以上の者であること、57才以下の者であること、前年度の人事評価がC以下を含まないこと等を資格要件としております。

また、教頭候補につきましては、所属長から推薦された者であること、推薦数は原則として1名以内であること、本市教職経験が10年以上の者であること、56才以下の者であること、前年度の人事評価がC以下を含まないこと等を資格要件としております。

いずれの選考におきましても、選考内容といたしまして、個人面接と小論文を実施し、管理職としての適性を確認した上で昇任候補者を決定しております。

さらに、学校経営に意欲のある教員から管理職の登用を進めることにより、活力ある学校づくりを推進するために、本市教職経験年数が10年以上の者であることを資格要件とし、校長からの推薦の有無は問わない、教頭昇任選考である「チャレンジ教頭」を実施しております。選考方法につきましては、第一次選考といたしまして小論文を、第二次選考といたしまして小論文及び個人面接を実施しております。

次に、昇任候補者選考における個人面接につきましては、教育委員会事務局の管理職等の面接官3名体制で実施しております。

また、個人面接と小論文の結果を総合的に評価した上で、教育長による昇任候補者の決定を経て、その結果通知につきましては、昇任者を選考する際に行われる個人面接及び小論文の実施の案内と兼ねて対応しております。平成29年度の昇任候補者数につきましては、市立学校173校における校長候補者数は98名、教頭候補者数は108名となっており、平成29年度に昇任しなかった候補者につきましては、次年度の昇任者の選考の資格要件を充たしている場合において、昇任者の選考対象となります。

次に、市立学校の管理職における女性の登用状況につきましては、平成29年度におきまして、359名の校長、副校長及び教頭のうち、女性は114名で、全管理職に占める女性の割合は約32%となっております。

次に、学校管理職の任用の近年の傾向及び状況につきましては、平成27年度からの3年間におきまして、昇任者数の約2.5倍から3.3倍の範囲の中で、校長等への昇任候補者数は推移しております。

◆ 教育委員会会議の音声データ消去について

◎質 問

次に、教育委員会会議の音声データの消去について伺います。

この件に関する経緯については先日の文教委員会にて説明がありました。概要について改めて説明は求めませんが、このままでは教育委員会はやはり閉鎖的とのそしりは免れないと考えますので、自浄作用を強く求めます。教育委員会の会議録の作成ルールについて伺います。

本件は、川崎市情報公開・個人情報保護審査会からは不適切と答申されたわけですが、当時の教育委員会の見解では、問題との認識がなかったことが窺えます。その後の調査により新たな事実が判明し、懲戒処分となりましたが、処分についての報告が未だになされていません。理由を

伺います。

今後更なる事実が判明する可能性があるのか伺います。

処分に該当する行為としては「虚偽の説明を行っていること」、「公文書管理の徹底を図ったにも関わらず、音声データを消去したこと」の2点と考えますが、停職3か月とした根拠を伺います。

時系列から人事異動に当たって処分行為が考慮されておりましたが、遡及されないのか伺います。

また、本件に関して訴訟が提起され慰謝料を求められていますが、判決が出ていない段階で、求償権の行使について言及していることは、個人の責任とされているに等しいと考えますが、組織ではなく個人責任とする理由について伺います。

◎答 弁

この度、教育委員会会議に係る音声データに関して虚偽の報告があったことが判明いたしました。このことは、公務に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫びを申し上げます。

はじめに、教育委員会会議の会議録についてでございますが、会議録の作成やその記載事項等につきましては、川崎市教育委員会会議規則で定めおり、「教育委員会会議の会議録作成等の方針」に基づき、原則、全録方式によるものとしております。

次に、処分の報告についてでございますが、先月18日に開催されました文教委員会におきまして、本事案につきましては、関係職員の処分等を含め、報告したところでございますが、引き続き、丁寧に対応してまいりたいと存じます。

次に、今後更なる事実が判明する可能性についてでございますが、教育委員会事務局といたしましては、これまでの間、正確な事実関係の把握に努めた結果として、今般の公表に至りましたことから、新たな事実が判明する可能性は少ないものと考えております。

次に、職員の処分についてでございますが、虚偽報告を事由とする場合には、懲戒処分に係る「処分量定の標準」において、減給又は戒告とされておりますが、長期間にわたり繰り返し関係機関等への虚偽報告を行ったことをはじめ、教育委員会事務局における法制業務や情報公開制度の担当であったことや、職員を指導・監督する職責を有していたことなどを踏まえ、停職3月の懲戒処分となったところでございます。

次に、人事異動についてでございますが、当該職員には懲戒処分を実施したことから、本事案を理由として、今後の人事への影響はないものと考えているところでございます。

次に、求償権の行使についてでございますが、この点につきましては、現に係属中の民事訴訟への影響も踏まえ、その理由等、詳細につきましては、控えさせていただきたいと考えておりますが、あらゆる事態を想定し、検討していることを文教委員会に報告したものでございます。

◆ 障害者の法定雇用率について

◎質 問

本市では、平成28年度現在この特例を受け法定雇用率の2.3%を達成しており、2.35%となっております。内訳は、市長事務部局の2.76%、上下水道局2.46%、交通局2.45%であり、いずれも法定雇用率を達成しておりますが、病院局1.76%、教育委員会1.91%であり、達成されておられませんし、ここ数年は雇用率も減少しております。その要因について伺います。

また、今後法定雇用率を達成することは可能と考えているのか、病院局長、教育長にそれぞれ伺います。

◎答 弁（教育長）

はじめに、障害者雇用率の状況についてでございますが、この雇用率につきましては、障害のある方の退職動向や、児童生徒数に応じた教職員数、教員採用試験における障害のある方の採用者数により変動するものでございます。教育委員会の法定雇用率は2.2%でございますが、平成28年度の教育委員会全体の雇用率は

1.91%、事務局及び教育機関の雇用率は12.81%、学校の雇用率は1.12%となっているところでございます。

これらの状況から、特に学校現場における障害者雇用の拡大が必要であると認識しているところでございますので、教員採用試験の実施にあたり、引き続き、身体障害者特別選考区分を設け、障害の種類や程度に応じた配慮を行い、応募者の増加が図れるよう努めてまいります。

教育委員会といたしましては、障害者が働きやすい職場環境づくりや、教員採用試験において、障害のある方が受験しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

■ 代表質問（6月14日）公明党 ■

◆ 教職員の働き方について

◎質問

公立小中学校等の教職員の「働き方」への対応と今後の取り組みを伺います。

◎答弁

教職員の長時間勤務が指摘される中、教職員が子どもと向き合う時間の確保や教員の負担軽減は、喫緊の課題であると認識しております。

今年度、策定いたしました「教育委員会事務局働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」では、教職員を含めて、働く環境の整備と意識改革などを進めていくこととしたところでございます。

また、今年度、教職員の勤務実態を把握するために、勤務実態調査を実施し、来年度にかけて結果を分析するとともに、教職員とその他のスタッフとの役割分担の見直しや、業務の効率化などの検討を進めてまいります。

◎再質問

教育委員会は、市立中学校の各校の部活動について、「1週間の中に、少なくとも1日の休養日を設定すること」「学校として、または各部活動毎に、週の休養日以外のノー部活デーを月予定の中に設定すること」「早朝練習（朝練習）を実施する場合、生徒・家庭・教職員の過度な負担とならないよう実施基準を明確にし、計画的に行うこと」等を求めました。取り組み状況に合わせた今後の取り組みを伺います。

◎答弁

はじめに、部活動についてでございますが、本年5月に「バランスのとれた部活動の運営に向けて」を各中学校に通知し、学校の実情に応じて6月末を目途に実践するよう周知したところでございます。

今後につきましては、実践状況を確認するとともに、文部科学省が今年度末までに示す方針である運動部活動のガイドラインを踏まえながら、教員の負担軽減の視点のみならず、生徒の健全な成長の確保の視点から検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校現場の「ICT化」についてでございますが、現在、市立学校に導入している校務支援システムのグループウェア機能や、暗号化された共有フォルダを活用して、学校間や職員間での情報共有や引継ぎを行っております。これらの機能を十分に活用するために、教員に向けた研修を引き続き行い、業務の効率化を進めてまいります。

◆ 平和教育について

◎質問

平和教育についてです。

他都市では、戦争や核兵器のない平和な未来を築こうという心を育ててもらうため、小中学校に在学する児童生徒を、平和大使として毎年8月上旬に広島市や長崎市に派遣する事業を行っております。派遣を通して学んだことや感じたことを、平和の集いなどの催し物において、発表会や報告会を持つなど平和教育に役立てておりますが、本市としての見解を市長に伺います。

◎答弁（市長）

子ども達が戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、平和な未来の実現に向けて、自分ができることについて考える学習は大変重要であると認識しております。

本市におきましても、中学生が修学旅行において広島を訪問し、その後、平和館で学習の成果を発表するなどの取組を行っている学校もございます。

平和大使の派遣につきましては、一部代表の児童生徒を派遣することの教育課程上の位置づけなどの課題があると考えておりますが、他都市におきましても平和大使を公募し、広島、長崎へ派遣している例もございますので、今後も平和推進事業を所管する関係部局と連携し、情報共有などを図ってまいりたいと考えております。

◆ いじめ対策について

◎質問

いじめ対策についてです。

本市ではいじめ対策の一環として、「かわさき共生*共育プログラム」の実践など、集団生活をより豊かにするための取り組みを行っています。この成果について伺います。

また、相談電話「24時間子供SOS電話相談」を運用していますが、主な相談内容と対応を伺います。

◎答弁

はじめに、「かわさき共生*共育プログラム」についてでございますが、本市では、平成22年度から、いじめや不登校を生まない学校づくりを目指して、全市立学校で「かわさき共生*共育プログラム」の取組を推進しております。子どもたちの社会性を育み、お互いに尊重し、助け合う温かな集団づくりを進めることは、いじめや不登校などの原因となり得る人間関係のトラブルを未然に防ぐことにつながると考えております。

取組の成果につきましては、研究協力校における「学級の間人間関係を調査するアンケート」では、「学級生活満足群」に属している児童生徒の割合は小・中学校において全国平均に比べて約15.1ポイント高く、また「学級生活不満足群」に属している児童生徒の割合は全国平均に比べて約7ポイント低くなっており、望ましい集団作りが進められ、学校生活における意欲や満足が高い状態が作り出されていると考えているところでございます。

次に、「24時間子供SOS電話相談」についてでございますが、現在、本市では、いじめに限らず、子どもや保護者等が様々な悩みを、夜間・休日も含めていつでも相談できる「24時間子供SOS電話相談」を開設しております。本人からのいじめや不登校等を含めた学校生活全般に関わる相談や、保護者からの子育てに関わる相談など、様々な内容の相談がございました。

電話相談の周知につきましては、困った時にはすぐに電話できるよう、毎年、市立学校全児童生徒に「電話相談窓口紹介カード」を配布しているところでございます。

これら電話による相談は、匿名性が強いいため、相談者本人の特定が困難な場合には、相談内容から学校種別を想定し、学校管理職等との情報共有や、関係機関への協力を求めるなどして対応しているところでございます。また、相談者が特定された場合には、区・教育担当や学校、関係機関と連携し、対応しているところでございます。

今後も、いじめ対策といたしまして、これらの取組のほか、児童生徒指導点検強化月間の実施、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラーの活用等、未然防止・早期発見・早期対応につながる様々な取組を推進してまいります。

◆ 通学路の安全対策について

◎質 問

通学路の安全対策についてです。

報道によりますと、2016年までの5年間に登下校中に交通事故にあった人の年齢では7歳が最も多いとされていました。本市の現状を伺います。学校における安全教育の充実をすべきです。見解を伺います。

多くの市内小学校区では地元の皆さんによる見守り活動が盛んに行われています。地域との連携を強化すべきです。見解を伺います。

近年、登下校中に児童が被害に遭遇する事件が多発しており、防犯対策を強化するため、PTAや地域の方が行う通学路の見守り活動に加え、防犯カメラの設置を進める自治体が増加しています。

視察した目黒区でも警察や地域関係者と協議を進め、3か年ですべての小学校の通学路に1校あたり5か所の防犯カメラを設置しています。本市でも通学路での防犯対策として早期に設置すべきです。今後の取り組みを伺います。

◎答 弁

はじめに、学校における安全教育についてでございますが、これまでも、小学校では「けがの防止」、中学校では「傷害の防止」の単元におきまして、児童生徒への交通事故防止に関する指導を実施するとともに、学年に応じた交通安全教育といたしまして、小学校1年生を対象とした歩行教室、小学校3年生を対象とした自転車乗り方教室、中・高校生を対象としたスケアードストレート方式の交通安全教室を、警察署や関係局と連携して実施してまいりました。

また、本年6月には、小学校及び特別支援学校の1年生全員を対象に、クイズ形式のリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を配布したところでございます。今後も、引き続き、学校における安全教育の充実に努めてまいります。

次に、地域における児童の見守り活動についてでございますが、将来を担う子どもたちが安全に通学できることは、保護者の皆様はもとより地域の方々にとっても共通の願いであると理解しております。

今後とも、スクールガード・リーダーによる指導のもと、PTAや地域の方々に通学路の見守りなどの対策に御協力いただきながら、交通安全を図ってまいります。

次に、通学路における防犯カメラの設置についてでございますが、地域の安全・安心なまちづくりを目的に、町内会・自治会、商店街などにおいて、防犯カメラの設置が進められているところでございます。

教育委員会といたしましては、児童にとって、安全・安心な通学路の確保は、重要な課題と認識しておりますので、これらの取組に加え、他都市の動向を含め、関係局などとの情報共有を図りながら、効果的な手法等について検討してまいります。

◆ 新入学児童生徒学用品費について

◎質 問

新入学児童生徒学用品費についてです。

「新入学児童生徒学用品費」について、文部科学省は入学前から支給できるように運用を改め、来春、小中学校の新1年生から適用されるようになります。ただし、今回の支給前倒しの対象は、国の補助金が充てられる生活保護世帯のみで、準要保護世帯への対応は市区町村教育委員会に任せられています。支給対象とすべきです。見解と対応を伺います。

◎答 弁

本年4月1日付けで、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が改正され、従来から国庫補助の対象者であった「学齢児童又は学齢生徒」の保護者に加えて、「就学予定者」の保護者も補助の対象となったところでございます。

この改正によって、より実情に合った支援が可能となるものと考えており、本市におきましては、認定及び支給方法に関する課題の整理や、新たに対象となる就学予定者の保護者への広報のあり方など、実施に向けた検討を進めているところでございます。

◆ 偏見をなくし他者を許容するための教育について

◎質問

偏見をなくし他者を許容するための教育が重要と考えます。

人権教育について本市の現状と今後の取り組みを教育長に伺います。

◎答弁（教育長）

本市の教育においては、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置付けております。

現状といたしましては、人権尊重教育の取組の一環として、「子どもの権利学習派遣事業」や、「民族文化講師ふれあい事業」を通じて、子どもたち一人ひとりが違いを認め合い、自己肯定感を高め、他者を大切にする教育活動を進めてまいりました。また、教育委員会が作成した子どもの権利学習に関する資料を対象学年に配布し、人権学習に取り組んでまいりました。

教職員においては、すべての研修において人権について学ぶ時間を確保し、人権意識の向上に努めているところでございます。また、性的マイノリティとされる児童生徒に対する適切な対応についての理解を深めるための研修も実施しております。

さらに、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたこと等を受けまして、本市が発行している「かわさき外国人教育推進資料Q&A」ともに生きる～多文化共生社会をめざして～」にヘイトスピーチに関して新たに加筆を行うとともに、誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公平、公正な態度で接することを、子どもの発達の段階に合わせてより一層指導するよう各学校長に通知し、教職員への周知を図ったところでございます。

今後も、引き続き、ともに生きる豊かな社会を築いていこうとする意識や態度を育むための取組に努めてまいりたいと考えております。

◆ 自宅療養時の学習支援の充実・強化について

◎質問

入退院を繰り返す闘病中の児童・生徒に関する自宅療養時の学習支援の充実・強化が求められています。現状と今後の具体的な取り組みを伺います。

◎答弁

院内学級に在籍していた児童生徒が、退院しても自宅療養が必要である場合につきましては、自宅から院内学級に通い学習できる体制を整えており、現在、小学生2名が院内学級に通っているところでございます。この結果、徐々に生活リズムが整い、体力も回復し自信がついて、学習意欲も増していると聞いております。

また、これらの支援に加え、インターネットを利用した学習支援コンテンツの活用等による自宅療養時の学習支援の充実を図ってまいります。

◆ 教職員の長時間労働と多忙化解消について

◎質問

教職員の長時間労働と多忙化改善についてです。

かねてから指摘されていた教員の長時間勤務の悪化ぶりが4月28日に公表された文部科学省の勤務実態調査で明らかになりました。10年前の調査よりも労働時間がさらに増え、小学校教諭の約3割、中学校教諭の約6割が『過労死ライン』に達していたといっせいに報じられ、「過重な業務教員悲鳴」「授業や部活時間増が要因」「教員増やしての悲鳴」などの見出しや、教員に密着取材した記事では「21時退勤後も自宅でプリント作成」、午後10時以降まで勤務が多いという教師は「不登校生徒の家庭訪問、教育委員会の調査やスクールカウンセラーら専門スタッフとの調整などの校務のほか運動部の顧問も勤め、放課後や土日には練習や大会がある」とありました。

はじめに本市の教職員の勤務実態調査についてです。

私たちはこの間、本市の教職員の長時間・多忙化の改善を強く求め、退勤時間を自己申告ではなくICカードなどの客観的な記録で把握すべきである。勤務実態調査を行うこと、政令市移管に伴い少人数学級の拡充等を求めました。先日の文教委員会では、本市も2017年下半年に勤務実態調査を行い、教員の本来の業務以外の業務を見直し、教員以外の職員や専門スタッフと役割分担する。市立小、中、特別支援学校の全教職員対象にアンケート調査と、20～30校抽出しヒアリング調査を2017年度中に順次実施。2018年度中に分析と実施に向けたヒアリング、2019年度からモデル実施すると報告がありましたが、全校実施まで3年間もかけるというのでは、あまりにも現場の深刻な実態からすれば遅すぎます。もっとスピード感をもって進めるべきです。調査の分析と実施に向けたヒアリングを早急に行ない、19年度には本格実施すべきと考えますが伺います。

教職員の退勤時間の把握をICカードで行なうことについてです。

先の文教委員会では、教員の勤務形態は事務方の職員と異なる部分もあるので、同じICカードを利用した職員情報システムを使って対応が可能かどうかを協議調整することでしたが技術的には可能なはずですが、川崎市役所としてICカードの利用について2017年度中に運用開始を検討するとの事ですから、同時期に進めるべきですが伺います。

◎答 弁（教育長）

はじめに、勤務実態調査についてでございますが、今回の勤務実態調査は、学校規模や職位、職種、経験年数ごとに学級担任の有無などを尋ねることで教職員の属性に応じた負担感を把握、分析することを目的としておりまして、昨年度、文部科学省が実施いたしました教員勤務実態調査や、他都市が行ってきた同様の調査などを参考に、本年下半期の実施に向けて、現在、調査項目の検討を行っている段階でございます。

次に、教職員の出退勤時間の把握についてでございますが、教職員の人事・服務・給与関係事務につきましては、本年4月の県費負担教職員の市費移管以降、全市共通の職員情報システムを用いた運用を行っておりますが、教員の勤務形態が一般職員と異なる部分もあるため、対応につきましては、引き続き、関係局と協議・調整してまいりたいと考えております。

◎再質問

勤務実態調査のスケジュールですが、2019年度から体制整備を行なって全校実施ができるよう求めておきます。アンケートによる実態調査についてです。勤務実態を正確に把握するために個人が特定されない無記名、封入方式で教職員の個人の尊厳が守られるようにすべきと考えます

が伺います。

教職員の出退勤時間の把握についてです。教員の勤務形態が一般職員と異なる部分もあるため、対応について関係局と協議・調整するとの答弁です。政令市のなかでは、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、熊本市がICカードを、名古屋市では磁気カードで把握しているとのこと。本市も是非ICカードなどによる正確な出退勤時間の把握をすべきと考えますが再度伺います。

文部科学省が2016年6月に示した「学校現場における勤務の適性化にむけて」のなかで、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保するために重点的に講ずべき今後の改善方策を示しています。その中で、「学校給食費等の学校徴収金会計業務の負担から教員を開放する」とし、学校の教員ではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として行なうための環境整備を推進する」とあります。本市もかねてから要望があった給食費の公会計化をこの際、是非検討すべきと考えますが伺います。

同時に文科省の実態調査結果はこれまで行なってきた業務改善方策の限界を示しています。本市が、子どもと向き合う時間を確保し、「教員増やして」の切実な訴えに応えるには、業務の見直し、役割分担だけでなく、教職員定数を改善し、教員を増やす事は不可欠と考えますが、伺います。

◎答 弁

はじめに、勤務実態調査についてでございますが、現在調査項目等の検討を行っているところでございますので、勤務実態を的確に把握できる調査とするため、個人が特定されない方法での調査を行うことも含めて準備を進めてまいります。

次に、ICカードなどによる出退勤時間の把握についてでございますが、学校における教職員の出退勤時間の管理は、教職員の健康管理や校長による学校マネジメントなどを行う上で、大切なことと認識しておりますので、引き続き、関係局と協議・調整を進めてまいります。

次に、学校給食費の公会計化についてでございますが、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応など様々な課題がございますが、既に公会計化を実施した他都市の状況や収納率への影響も踏まえ、文部科学省の動向を注視しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、教職員定数の改善についてでございますが、本市といたしましても、加配教職員を有効に活用しながら学校の実情に即した教職員配置を行うことが重要と考えております。勤務実態調査の結果を分析し、学校業務の改善に向けた検討を適切に行うとともに、教職員定数の一層の充実を図ることができるよう、今後も、義務標準法の改正による定数改善を国に求めてまいりたいと考えております。

◆ 部活動の適正な運営に向けての取組みについて

◎質 問

部活動の適正な運営に向けての取組についてです

市教委は部活動実態調査を、昨年度11月から1月にかけて52校の中学2年生と全校職員及び保護者(PTA 役員)に実施しました。川崎市立中学校部活動検討専門会議は「生徒・教職員の約3割弱が『週7日』活動している等の実態は、生徒のバランスのとれた健全な育成と教職員の勤務負担軽減の観点から、早急に改善すべき課題である」と指摘、市教委は5月に、各中学校に対し、週間の中に少なくとも1日の休養日を設定する。学校として各部活動ごとに、週の休養日以外の「ノー部活動デー」を月の予定の中に設定する。朝練習を実施する場合、実施基準を明確にし計画的に行なうことの依頼通知をだしました。『週7日』の課題を解決するには、学校として、又は各部活動ごとに、土曜日から日曜日の休業日を設定することを検討すべきと考えますが伺います。

◎答 弁

部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、生徒の心身にわたる成長や豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすなど、意義のある教育活動でございます。

一方で、行き過ぎた活動が行われると、教員、生徒ともに、健康面など、様々な影響が生じる可能性があることから、部活動の適正な運営に向けて取り組むことが大切であると認識しております。

教育委員会といたしましては、これらのことを踏まえ、バランスのとれた部活動の運営を進めるため、「1週間の中に、少なくとも1日の休養日を設定すること」、「学校として又は各部活動ごとに週の休養日以外のノ一部活動デーを月予定の中に設定すること」、「朝練習を実施する場合は、生徒・家庭・教職員の過度な負担とならないよう実施基準を明確にし、計画的に行うこと」について通知し、学校の実情に応じて6月末を目途に実践するよう周知したところでございます。

◆ 教育委員会会議の音声データの消去について

◎質 問

教育委員会会議の音声データの消去について、教育長に伺います。

2014年8月17日と30日開催の教科用図書採択に係る教育委員会会議の議事を記録した音声データについて、市民から9月8日(と24日)に開示請求が行われましたが、教育委員会は「音声データは会議録を作成するために補助的に用いたものであり、公文書には当たらない」として、9月22日(と30日)に拒否処分。開示請求者は11月7日(と11日)に異議申立。教育委員会は教育委員長名で、11月17日に川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問。教育委員会は「会議録(案)が完成したため2014年10月に音声データを消去した」と説明。審査会は2015年12月22日に答申。「音声データは公文書である」と明確に判断したうえで、「公文書に該当するとの見解があることを知りながら、あえて本件音声データを消去したことは、川崎市情報公開条例および川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の趣旨をないがしろにするものとして非難されてしかるべきもの」と付言。2016年12月22日に、開示請求者は川崎市を被告として訴訟を提起。2017年5月18日の文教委員会では、教育委員会は「音声データを2014年10月21日と31日に消去したとしていたが、ICレコーダで録音した音声データが庁内共有ファイルサーバ内に2015年9月まで残っていた」と報告。これまで消去したとしていた日時から11ヵ月後まで存在していたことが発覚。また、「そのデータを複製した音声データが庶務課所有のUSBメモリ内に2016年3月25日から30日まで存在していた」事実を報告するとともに、担当課長を停職3ヵ月、担当係長を文書注意という処分を行なったと報告しました。そこで伺います。

2014年9月時点での教育委員会による「音声データは公文書にあたらぬ」という判断は、誰がどのような理由でいつ下したのか、伺います。市民による開示請求があった時点で、「少なくとも音声データが公文書に当たるという見解がある」と認識できたはずで、開示請求の後、音声データが公文書に当たるかどうかの調査や問い合わせを、なぜ行わなかったのか、伺います。

教育委員会事務局公文書管理規則にある、開示請求があったものは「保存期間を一年間延長する」という措置を取らなかった理由も伺います。9月22日と30日に「川崎市教育委員会」の名義で、開示請求拒否通知が出されていますが、音声データが公文書に当たるという見解があるとは知りながらも「会議録を作成するために使用した電磁的データは会議録を作成するための手段として補助的に用いたものに過ぎないことから、開示の対象とならない」という理由で開示拒否を判断した根拠はどこにあるのか、判断した責任者は誰なのか伺います。

川崎市情報公開条例は、「憲法が保障する基本的人権としての知る権利を実効的に保障すること

が、市政への市民参加の推進と市民の信頼の確保を図り、公正かつ民主的な市政を確立する上において必要不可欠の前提である」として、その原則を「知る権利は最大限に尊重されなければならない」とし、前文で「非開示とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること」としています。情報公開条例の解釈と運用について定めた「情報公開ハンドブック」では、「電磁的記録を含めて対象公文書を広くとらえている」とし、公文書の対象とならないものについて「個人メモや下書き」などを例示するにとどめています。憲法の知る権利やこれまでの解釈と運用のあり方から逸脱して、なぜ音声データを非開示処分としたのか、伺います。

11月7日の異議申立を受けたのち、市情報公開・個人情報審査会に対して、教育委員会は教育委員長名で「会議テープは10月21日・31日に処分を行った」「そのため会議テープは、不存在であり、提出することはできない」と回答。開示請求の時点のみならず、審査会による審査の最中にも音声データが存在していたのにもかかわらず、「存在していない」と説明していたこととなります。音声データの存在の有無をどのように調査し確認したのか、伺います。

教育委員会事務局指導課では、同様に教科用図書選定審議会の音声データの開示請求があったために、審査会の結論が出るまで音声データを保存していたとのこと。同じ教育委員会事務局内部にもかかわらず、条例等に基づき適正なデータの扱いをしていた指導課と異なる対応が、なぜ庶務課では行われていたのか伺います。

先日の文教委員会では、2015年9月14日から17日の間に共有ファイルサーバに保存されていた音声データを消去した、との説明がありました。市情報公開・個人情報保護審査会の答申では、「本審査会が、平成27年9月18日に、審査会事務局に現地調査をさせた」ところ、「本件音声データは存在していないことが確認された」と述べています。審査会が教育委員会に対して、現地調査をする旨の通知を行ったのはいつだったのか、通知したのはどのような内容だったのか、総務企画局長に伺います。

庶務課所有のUSBメモリ内に存在していた音声データについてですが、2015年12月に審査会の「音声データを消去したことは、川崎市情報公開条例および川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の趣旨をないがしろにするものとして非難されるべき」という答申を受けてもなお、USBメモリまで含めた音声データの有無にかかわる調査を行わなかった理由について伺います。

川崎市情報セキュリティ基準では、USBメモリなど可搬媒体についても情報資産台帳などを作成しデータを適正に取り扱うよう求めています。なぜUSBメモリ内の音声データの存在を把握できなかったのか、伺います。

◎答 弁（教育長）

この度、教育委員会会議に係る音声データに関して虚偽の報告があったことが判明いたしました。このことは、公務に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫びを申し上げます。

はじめに、音声データは公文書に当たらないとの判断についてでございますが、本事案を担当していた当時の庶務課担当課長は、「音声データは、会議録を作成するための手段として、補助的に用いたものにすぎないことから、開示の対象となる公文書には当たらない。」との認識のもと、業務を遂行していたものでございます。

次に、保存期間を延長しなかった理由、開示請求を拒否した理由等についてでございますが、当時の庶務課担当課長は、音声データは公文書に当たらないとの認識や、平成19年度改定版「情報公開ハンドブック」の記述を踏まえ、情報公開に係る関係条例等の適用がないものと判断していたことから、文書不存在を理由とする開示請求拒否処分を行ったものでございます。

次に、音声データの存在の確認についてでございますが、「会議録が作成されたため、音声データを消去した。」との報告を受けており、文書が物理的に存在しないと認識していたことから、調査には至らなかったものでございます。

次に、教育委員会事務局内における対応の差異についてでございますが、音声データに対する認識の相違などにより、その取扱いが異なることとなったものでございます。

次に、USBメモリ内の音声データの存在の確認についてでございますが、当該USBメモリにつきましては、当時の庶務課担当課長が、専有的に使用し、その管理を行っていたことから、音声データの把握には至らなかったものでございます。

◎再質問

答弁の主語はすべて当時の庶務課担当課長は～というもので、組織的に真摯に反省する答弁はありませんでした。「音声データは公文書に当たらない」との判断を誰がしていたのかを問いたのに対し、当時の庶務課担当課長は～音声データは公文書に当たらない」と認識していた、との答弁でした。認識の前提となる判断は教育長がしていて、その認識が教育委員会で共有されていたということではないでしょうか。開示請求拒否処分は、19年度版情報公開ハンドブックの記述を踏まえて行ったとのことですが、同ハンドブックの解釈によると起案文書を作成するために使用したフロッピーディスク等は対象にならない、としています、今回の音声データが起案文書ではないことは明らかです。一方、ハンドブックは行政内部の会議に付されたものは「公文書となる」としてあり、今回の音声データは教育委員会会議を録音したものですから、この点からも公文書と判断すべきだったし、判断てきたはずです。実際に指導課は教科用図書審議会の音声データについて「公文書に当たらない」と考えていたものの、開示請求があったことから公文書に当たる可能性がある判断したために保存していたとのこと。教育委員会は、当該音声データについても開示すべき公文書として保存する判断ができたのは明らかです。さらに、2014年9月22日に開示請求者にあてた「開示請求拒否処分通知書」と、同11月17日に市情報公開・個人情報保護審査会会長に諮問した際の文書は、それぞれ教育委員会と教育委員会委員長の名義で出されています、このことから最終的な判断の責任は教育長にあったのではないのでしょうか。伺います。

答弁では音声データの存在について、調査をしていない、とのことでした。しかし教育委員会の当初の発表と異なり、実際には共有ファイルサーバに約11カ月後まで音声データは存在していたわけです。教育委員会の説明では、「開示請求がされたことから、普段なら共有サーバに保存しない教育委員会会議の音声データを、複数の職員で共有できるようにするためにファイルサーバに保存した」とのことでした。したがって、当然教育長も閲覧することが可能だったのですから、その音声データの存在を、教育長自ら確認すべきだったのではないのでしょうか。伺います。

総務企画局長の答弁によると、現地調査を1週間後に行う、と9月11日ごろに通知したとのこと。ところが教育委員会は現地調査の前日から3日前までに、音声データを消去してしまいました。「前の年の10月に消去した」と言いながら11カ月間保存していた音声データを現地調査の直前に消去したということです。

現地調査の直前に審査の渦中の音声データを担当課長の一存で消去した、とは考えられません。教育委員会が音声データをこのタイミングで消去することを決めたのはなぜか、教育長に伺います。

再発防止策についてです。教育委員会の内部構成員のみをメンバーとする「検証委員会」を立ち上げるとの報告がありました。しかし、音声データが公文書に当たるという見解があると知りながら存在の確認もせず、現地調査の直前に消去するという、情報公開条例の趣旨をふみにじる対応をしてきた教育委員会が、自身の姿勢を正面から反省することなしに、検証し再発防止策を講じることができるでしょうか。

「検証委員会の構成を改めて、外部の個人情報や情報セキュリティの専門家や法律家をはじめ第三者を含めて、音声データはじめ公文書の取扱いの検証のみならず、教育委員会の責任のあり方や体質改善に踏み込んで再発防止策を講じるべきです。伺います。

◎答 弁（教育長）

はじめに、事務の責任者についてでございますが、当時の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとともに、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」とされており、事務を統括する立場にございました。

次に、音声データの存在の確認及び消去の決定についてでございますが、「会議録が作成されたため、音声データを消去した。」との報告を受けており、既に当該音声データは消去されたものと認識しておりましたことから、その確認には至らなかったものであり、消去の決定をすることもなかったところでございます。

次に、再発防止に当たっての取組についてでございますが、教育委員会といたしましては、一般の事実関係を重く受け止めており、音声データ管理の徹底等を図るため、まずは、教育委員会事務局内に「川崎市教育委員会会議音声データ消去事案検証委員会」を設置し、本事案の検証を進めることとしたところでございます。

今後、弁護士などの専門家の御意見を伺いながら、検証委員会において得られた検証結果を踏まえ、再度、このような事案が発生することのないよう、情報公開制度の趣旨に則った必要な対応策を講じるとともに、広く庁内に情報提供をしてまいります。

◎再々質問

教育長は開示請求があった時点で「公文書だという見解があると判断すべきでした。また共有ファイルサーバに2015年9月まで保存されていた音声データを確認することも可能でした。教育長は、開示請求や情報公開・個人情報保護審査会から答申されたときなど機会は何度もあったにもかかわらず、データの存在も確認せず、「消去されたものと認識して」いた、と庶務課担当課長に責任を押し付ける答弁に終始しました。情報公開・個人情報保護審査会から9月18日に現地調査を行う」と通知を受けた後、現地調査の直前にデータを消去しました。これらの対応を見ると、音声データを隠蔽する意図があったのではないかと疑わざるを得ません。事務を統括する責任者として、公文書についての判断を誤り、データの存在確認を怠った責任をどう考えているのか、伺います。

この間の一連の教育委員会の対応は、情報公開条例の趣旨からも逸脱するものと言わざるを得ません。川崎市情報公開条例は前文で「日本国憲法が保障する基本的人権としての知る権利を実効的に保障することが、市政への市民参加の推進と市民の信頼の確保を図り、公正かつ民主的な市政を確立するにおいて必要不可欠の前提である」として、「知る権利は最大限に尊重されなければならない」「市に関する情報は公開を原則とし、非開示とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること」としています。事務を統括する責任者として、情報公開条例の趣旨をどう受け止めているのか、伺います。

◎答 弁（教育長）

はじめに、音声データの存在の確認につきましては、既に当該音声データが消去されたものと認識しておりましたので、その確認に至らなかったものでございます。

次に、情報公開条例の趣旨につきましては、当該趣旨を踏まえた情報公開制度の運用がなされることが大切なことと認識しておりますので、教育委員会といたしましては、再度、このような事案が発生することのないよう、しっかりと検証作業を進め、必要な再発防止策を講じることにより、教育行政に対する信頼を取り戻してまいりたいと考えております。

◆ 教育現場における性的指向、性的自認についての指導について

◎質 問

多様な性のあり方に対する施策についてです。

LGBT など性的マイノリティの課題が人権問題であるとの認識が社会に広がり、性の多様性についての理解や多様な性に対応した整備が広がっています。渋谷区が自治体で初めて同性パートナーシップ条例を制定、政令市でも札幌市が制度を導入するなど各地の自治体で制度導入がすすんでいます。さて、2006年「性的指向・性自認に関する国際人権法の適用に関する原則」(ジョグジャカルタ原則)が採択。性的指向や性自認にかかわらず人は自由で平等であること、性的指向や性自認による差別をされないこと、性的指向や性自認により権利の享有が制限されないことなどが宣言され、2011年6月17日、国連人権理事会で「人権性的指向・性自認」決議を採択。LGBT—ジョグジャカルタ宣言では『SOGI』—の人権に関する初のIE式な国連決議となりました。性的指向と性自認は、あらゆる人に共通する事項であるにもかかわらず、特定の性的指向や性自認についてのみ、否定されたり抑圧されたり差別に曝されたりあるいは権利が制限されるのは、人が生まれながらにして自由かつ平等であることに反するということが明確になりました。したがって、LGBTの課題の解決は「少数者にも権利を認める」ことではなく、「もともと同じ権利がある」ことを前提に人権保障を阻む障害を除去する視点でなされなければなりません。私たちはこの間、渋谷区、世田谷区、文京区、大阪市淀川区、岡山市、横浜市などの取組みを視察してきました。5月の東京レインボープライドにも参加。市内外の当事者の方たちからお話を聞かせていただきました。7月9日には当事者でもある南和行弁護士を講師に中原区で市議団主催の講演会を企画しているところです。当事者の方たちからは本当に切実なお話、要望をお聞きしました。また、視察させていただいた各自治体の取り組みも多岐にわたり、大変参考になりました。パートナーシップ宣誓制度を策定した世田谷区がNPO法人ReBitなどの協力で実施した「性的マイノリティ支援のための暮らしと意識に関する実態調査」では約1000通の回答があり、切実な要望が寄せられています。市町村に望むことでは、「LGBTの子どもたちが差別されない、将来に希望を抱ける教育に取り組んでほしい」が75%、「医療や福祉で法律上の夫婦・家族と同等のサービスや扱いを受けたい」が67.4%、「相談窓口をつくってほしい」が46%、「行政職員や教職員に啓発してほしい」が63%、「医療機関・介護施設等の職員に啓発してほしい」が56%、「公営住宅に同性パートナーと住めるようにしてほしい」が56.4%、「民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにしてほしい」が58%など、どれも切実な要望であることが分かります。また、子どもの頃に困ったことでは、「正しい情報の不足」が66.6%、経験したことで「自殺したいと思った」が49.7%、「自殺未遂」が18.9%で合わせて7割にものぼっています。これは、私たちが当事者の方たちからこの間お聞きした内容と共通しています。性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会が監修した「性自認及び性的指向の困難解決に向けたガイドライン」が2016年7月に作成されました。当事者のみなさんの切実な要望に基づいた『ガイドライン』を具体化した取り組みが自治体に求められています。東京都文京区は今年3月、このガイドラインをもとに「文京区職員・教職員のための「性自認および性的指向に関する対応方針」を制定。「私たち職員が様々な人々と接する中で、その困難に気づき、他者への理解を深め、個を尊重する人権の課題として窓口の対応や施策のあり方などについて真摯に捉え直し、これからの区政を進めていくことが求められている」とし、「『ガイドライン』の内容を元に、区の職員が取り組むべき姿勢や考え方について指針となるものを作成」したとしています。川崎市においても、こうした立場で取り組むことが必要です。まず、市民に対する対応についてです。文京区の指針では、①窓口や電話での対応等について、本人確認は番号等で対応し、氏名を呼ぶ場合も苗字だけにし、必要のない性別欄は削除する、所管事業の見直しとして、現行制度上、親族であることを条件とするものの条件緩和をはかる。行政サービスの申請時などにはパートナーは異性と限らないことも踏まえる。②公共施設の利用は性自認に配慮し、性別区別を廃止した『誰でもトイレ』『誰でも更衣室』をつくる。③災害時の対応として、性自認や

性的指向が身体の性と異なることで差別的待遇や発言がされたり孤立した例に鑑み、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの作成には専門家や当事者の意見を反映させる。としています。本市も市営住宅への入居基準や市立病院の治療方針を決める際に同性パートナーを家族と同じ扱いにすることなども含め、このような対応をすべきです。伺います。

民間の住宅や病院での扱いの改善を求めて不動産業界、医師会に申し入れるべきです。伺います。

さらに、他都市の取組みのように当事者のための電話相談窓口やコミュニティスペースの設置も行なうべきです。伺います。

◎答 弁

平成27年4月30日付けで、文部科学省より通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」におきまして、「学校における支援体制」、「医療機関との連携」、「学校生活の場面での支援」、「教育委員会等による支援」などの具体的配慮事項が示されております。教育委員会といたしましては、この通知に基づいて教職員の研修等において周知を図ってきたところでございます。

教育現場においては、児童生徒や保護者から相談があった場合には意向等を踏まえ、スクールカウンセラー、専門医等を交え、サポートチーム会議を開き、発達の段階に応じた支援を行っているところでございます。

今後も、引き続き、すべての児童生徒が、相手との違いを認め尊重しあえる人権尊重教育の推進をするとともに、当該児童生徒への心情等に配慮した対応や、教職員の理解を深めるための研修の充実等に努めてまいりたいと考えております。

◆ 障害者相談支援センターと教育委員会の連携について

◎質 問

「在宅ゼロ」を達成するために新卒者は養護学校の進路指導の先生とケースワーカーなどが最後の一人まで必死で進路先を決めてくれます。しかし、就職先や通所施設をやめてしまうと、あとのフォローがないため、結局在宅になってしまう人がいます。卒業前から居住地の障害者相談支援センターとしっかりつなぎ、卒業後何かあったら相談支援センターに行くようにすれば、継続して支援することができます。教育委員会として各区の相談支援センターとの連携について検討すべきと思いますが伺います。

◎答 弁

市立特別支援学校では、在学中から本人又は保護者に対し、相談の窓口、手帳の交付、医療制度、利用可能なサービスの内容等に係る案内を行うとともに、卒業後も3年間は、進路担当教員が連絡を取り、必要な情報を提供するなど、継続的な支援を行っているところでございます。

今後も、様々な機会を活用し、障害者相談支援センターの紹介も含め、一人ひとりの状況に応じた、適切な支援に努めてまいります。

■ 代表質問（6月15日）民進みらい ■

◆ 就学援助について

◎質問

生活保護家庭に対する「就学援助」に加え、教育委員会がこれと同等の生活水準と認める「就学援助」までを含めて援助すべきと考えますが、合理的な運用区分のあり方について伺います。

また、現状の課題があれば伺います。

◎答弁

本市においては、平成26年度以降、就学援助の申請漏れを防ぐことを目的として、年度当初に申請書と「お知らせ」を一体化した就学援助制度についての「お知らせ」を児童生徒全員に配布し、就学援助を必要としない方も含めて全員から回収するなど、制度運用の改善を図ってきたところでございます。

就学援助の認定に際しましては、生活保護を受給している「要保護者」に加え、生活保護基準額の1.0倍以下の所得を基準とした「準要保護者」に対し、就学援助費を支給しているところでございます。

各自自治体が採用している生活保護基準額に乗じる倍率や、参照している生活保護の扶助の種類は、様々でございますので、単純な比較はできませんが、本市が採用している基準額は、要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から、必要な水準を満たしているものと考えております。

また、認定基準を超過した場合につきましても、家計の急変や高額な医療費を支払うなど困窮の実態を考慮し、特別な事情があると認められた場合は就学援助費を支給しております。

なお、制度の一層の理解に向けた「お知らせ」の改善や、支給費目のあり方等の課題がございますので、引き続き検討を進めてまいります。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問

アンケート(3)の①「学校での学習」の結果を見ると、可処分所得分類Ⅰおよび分類Ⅱに該当する世帯では24.6%が「学校での学習を理解できていない」「どちらかといえば、理解できていない」と回答しています。調査全体では、11.3%であり、さらに可処分所得が下がるほど、この数値が高くなっており、所得と学習理解の相関関係が明らかになっています。本市では、学習支援を含めた「地域の寺子屋事業」に注力しておりますが、学習支援に特化、強化すべきと考えます。見解を伺います。

◎答弁

本事業では、地域全体で子どもの育ちを支える環境を醸成していくとともに、多世代で学びあう生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、放課後週1回の学習支援と土曜日などに月1回の体験活動を実施しております。

学習支援に参加した児童からは「勉強が好きになった」、「勉強が分かるようになった」などの感想が寄せられており、参加者にも本事業の効果を実感していただいているところでございます。

一方、課題といたしましては、参加希望者が非常に多い中で、寺子屋先生の人数や会場の広さの問題などから、第1週は2年生、第2週は3年生というように、グループを分けて実施している状況にある寺子屋が多く、より十分な学習支援が行える体制づくりが必要であると考えております。

今後も多くの子ども達が寺子屋に参加できますよう、引き続き、寺子屋の更なる拡充を図ると

ともに、希望する子ども達がまずは、週1回の学習支援を受けられるような体制の充実に努めてまいります。

◆ 子どもの貧困対策について

◎再質問

子どもの貧困対策について、複数局に課題が関わりますので、菊地副市長に再質問いたします。

これまで、わが会派は、貧困の連鎖を断ち切るためにも、本人が将来に自立した社会生活を営むためにも、教育の支援が重要であること、さらに本市の施策の充実を訴えてきました。さらに、先ほども指摘いたしました、「川崎市子ども・若者生活調査」アンケート調査結果の速報版において、「可処分所得が下がるほど、学習の理解度が下がる」との「所得と学習理解の相関関係」が明らかになりました。まず、生活困窮者自立支援法にもとづく「学習支援事業」について、実施箇所数は年々増加しているものの、4月時点の対象者数と年度末の登録者数に大きな乖離がみられます。この乖離をどのように縮めていくのか伺います。

つぎに、この事業の対象者は生活保護家庭に限定せず、自治体により判断することができるかとされています。教育委員会が把握している「準要保護」児童・生徒をはじめとして、どのように対象を拡大していくのか伺います。

つぎに、財源については、必要であれば、国費負担分の上限枠にとらわれることなく、市単独事業として「学習支援事業の拡大」を図るのか伺います。

つぎに、「川崎市子ども・若者生活調査」について伺います。

市民アンケートの調査結果の速報版が3月に報告されたあと、音沙汰がありません。2本のアンケート、1本のヒアリング調査全体の分析結果がいつ公表されるのか、いまだ明らかになりません。「支援ニーズアンケート」「支援者ヒアリング」についても学識者に提供している程度の「速報版」を早急に議会へ報告し、貧困対策の論議の材料に資するべきと考えますが、伺います。

公表するに障害があるのであれば、理由を明確に伺います。

つぎに、教育現場における「貧困実態把握調査」を実施することについて伺います。

前回の代表質問にて、「学習支援」に対して、教育委員会が今まで以上に主体的に取り組むことが必要との観点から、準要保護の児童生徒等を主な対象として、「貧困実態把握調査」を行うことを提案しました。教育長から「貧困対策に資する一人ひとりの教育的ニーズに対応する観点から、児童生徒の生活実態についての把握は大変重要であると考えており、大綱に掲げる教育の支援につながる的確な教育的ニーズの把握方法について検討してまいりたい」と答弁を頂きました。就学援助認定者等を対象に「教育の支援につながる的確な教育的ニーズの把握方法」をどのように検討してきたのか。またいつ「貧困実態把握調査」を行うのか伺います。

◎答 弁（菊地副市長）

はじめに、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援・居場所づくり事業につきましては、福祉事務所のケースワーカーが訪問調査の機会等を捉え、個別に働きかけを行うことにより、登録した中学生を対象に学習支援を行い、進学率は100%と、大変有効な事業であると認識しているところでございます。

一方で、事業に参加しない方の状況としましては、既に学習塾を利用している方のほか、部活動を優先したい、あるいは親の子育てに対する意識が低いなど理由は様々でございまして、平成28年度当初の対象者は888人で、年度末の登録者数は209人でございます。

次に、本事業につきましては、高校進学を控えた生活保護受給世帯の中学3年生を対象として開始し、現在、対象を中学1、2年生に広げるとともに、実施箇所を9か所から11か所に拡大したところでございます。今後におきましては、平成30年度の生活困窮者自立支援法の改正の動向を注視しながら、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、関係局間の連携により、生

活保護受給世帯以外の方への対応について検討してまいりたいと存じます。

次に、「川崎市子ども・若者生活調査」についてでございますが、各調査につきましては、それぞれ調査対象の抽出方法等が異なり、特に、支援者ヒアリングの結果につきましては、センシティブかつデリケートな内容も多いため、現在、学識者やコンサルタント等と具体的に調整を図っているところでございますので、早急に、皆様にお示ししてまいりたいと存じます。

次に、教育的ニーズの把握についてでございますが、このたびの「川崎市子ども・若者生活調査」の実施にあたりましては、調査項目を関係局間で調整しており、今後、調査の分析結果を基に、教育委員会が毎年実施しております「川崎市学習状況調査」等で把握している児童生徒の生活や学習に対する意識等と重ねて多面的に検証し、的確な教育的ニーズの把握につなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子どもの貧困に関する施策の推進にあたりましては、健康福祉局、こども未来局、教育委員会事務局をはじめとする関係局区がしっかりと連携することで、全ての子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持てるよう、様々な施策を総合的に推進してまいりたいと存じます。

◆ 教員の定数改善について

◎質問

OECD 国際教員指導環境調査によると、日本の教員は世界で一番長く働いていることが示されています。本市では、子どもと向き合う時間の確保や教職員の業務の効率化をめざすとして、教職員全員の勤務実態調査を再実施することになりました。本市は、この結果を元に、教職員の勤務の役割見直し等について、ヒアリングを経て平成 31 年度にモデル校で実施するとしています。一方で、文部科学省は、「チーム学校」実現に向けた改善計画を示し、平成 27 年度から 36 年度まで 10 年間で教職員定数改善計画を進めていますが、現在の配置改善数を伺います。

また、勤務実態調査に基づいてモデル校で実施するしていますが、モデル校の結果を待って対応するのであれば、早くても平成 32 年度実施となります。現在進められている定数改善計画のメニューを活用し、課題解決型授業の推進、小学校専科指導の充実、養護教諭・栄養教諭等の配置の充実などは早急に進めるべきと考えますが、対応を伺います。

◎答弁

学校が個々に抱える課題解決のために、学級担任等の基本的な教職員定数とは別に、毎年度の国の予算の範囲内で加配教職員が措置されております。学校の体制整備のためのものとして、総括教諭の配置によるマネジメント機能の強化、学校の事務機能の強化、養護教諭・栄養教諭等の配置拡充等の加配教職員の申請を行っており、今年度の当該分野における加配教職員数は、13 名となっております。

今後の対応につきましては、本年 4 月の県費負担教職員の市費移管により、給与負担事務と併せて、教職員定数の決定権限が移譲されたことから、本市自らが加配定数の数や内容を判断できることになるため、引き続き移譲された権限を有効に活用し、より一層、学校の実情に即した教職員配置を行ってまいります。

◆ 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業について

◎質問

(仮称)小杉駅周辺地区新設小学校整備事業について伺います。

先月下旬に行われた新設小学校の通学区域等検討会議の中で、通学区域の最終案が示されました。この案は、本来の目的である西丸子小学校と過大規模の恐れのある周辺の対象校であった今井小学校の適正規模化が見込める一方、この今井小学校学区だった一部の地域で通学距離が遠く

なることや新たに南武線高架下の通行及び南武沿線道路の横断が発生する事となります。そのため対象保護者や地域住民等への説明は、丁寧に行うべきですが、対応を伺います。

また、現在通学する小学校に残る事の出来る特例措置についても周知がなされておらず、不安を抱く保護者もいます。早急な対応が必要です。見解を伺います。

特に懸念されるのは、通学路の安全対策です。危険箇所について、いつどのように集約し、その設定を行っていくのか伺います。

すでに、検討会議の中でも府中街道及び南武線高架下の通行について危険性が指摘されています。指摘を踏まえ、関係当局及び JR 東日本と協議し、対応を図るべきですが見解を伺います。

◎答 弁

はじめに、新設小学校の通学区域案につきましては、対象小学校PTA及び町内会等の代表で構成する「通学区域等検討会議」において、西丸子小学校及び今井小学校の保護者を対象とした説明会、保護者アンケート等での御意見を踏まえ、最終案をお示ししたところでございます。

今後、最終案をもとに対象小学校の保護者を対象とした聴聞会、地域関係者を対象とした公聴会の開催等を行い、御意見をいただきながら、通学区域の決定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、在校生に対する特例措置の導入につきましては、これまでも対象小学校の保護者の方々に説明を行ってきたところでございますが、今後も、「新設小学校ニュース」を配布するなど広報に努めるとともに、他都市の事例も参考としながら、考え方をまとめた上で丁寧な説明を行ってまいります。

次に、通学路の設定につきましては、「通学区域等検討会議」においていただいた御意見を踏まえ、本年度中を目途に通学路案を取りまとめていく予定でございます。

次に、通学路の安全対策につきましては、5月に開催した「通学区域等検討会議」におきまして、「JR南武線高架下における歩道が狭隘である」等との御指摘をいただいているところでございますので、警察や学校、関係局区で構成される「通学路安全対策会議中原区部会」において検討を進めるとともに、関係機関とも協議し、通学路の安全確保に向けた取組を進めてまいります。

◆ 教育委員会会議の音声データの消去について

◎質 問

教育委員会会議の音声データの消去について伺います。

本案件については、新教育委員会制度への移行に伴う際、会議の透明性や市民意見やニーズを反映した、いわゆるレイマンコントロールに基づいた教育行政の構築を目指す観点からも由々しき事態であることを指摘し、任命権者である市長からも、適正な公文書管理とさらなる会議の透明化が図られるものと考えているとの答弁を頂いたところです。しかし、実際には、担当の職員による虚偽の報告、ならびに証拠隠滅を企てるなど、極めて悪質な事案であったと言わざるを得ません。文教委員会における報告では、再発防止策として教育委員会事務局内に検証委員会を立ち上げることが示されていますが、教育委員会の職員のみで構成されているところに疑問が残ります。教育委員会が、本気で再発防止に取り組むのであれば、弁護士など、第三者を含むべきではないでしょうか、見解を伺います。

また、本市では、公文書に関する分類表は存在しますが、国が制定を促している公文書管理条例については、いまだ制定されておられません。他都市では、制定済みの自治体も存在します。適正な運用を図るためにも、条例制定を検討すべきと考えます。見解を伺います。

◎答 弁

この度、教育委員会会議に係る音声データに関して虚偽の報告があったことが判明いたしました。このことは、公務に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫びを申し上げます。

教育委員会事務局といたしましては、今般の事実関係を重く受け止めており、音声データ管理の徹底等を図るため、まずは、教育委員会事務局内に「川崎市教育委員会会議音声データ消去事案検証委員会」を設置し、本事案の検証を進めることとしたところでございます。

今後、弁護士などの専門家の御意見を伺いながら、検証委員会において得られた検証結果を踏まえ、再度、このような事案が発生することのないよう、情報公開制度の趣旨に則った必要な対応策を講じるとともに、厳正な公文書管理の運用に努めてまいります。

◆ 小中学校における卒業証書の位置づけについて

◎質問①

昭和64年1月7日閣議内閣官房長官発言要旨「元号を改める政令等について」において「公的機関の事務については、従来から原則として元号を使用してきたところであり、この慣行は、今後も当然続けられるべきもの」とあります。それで、自治事務次官が同日、各都道府県知事宛に通知を出し、本市においては、平成元年11月4日、当時の総務局長から各局(室)区長宛の通知「川崎市の公文書における年号の表記について」、も出されており、「本市でも規則、要綱等で定めている様式の年号表記は元号を使用しております」と記載されています。本市教育委員会さらには全校に通知済みだと伺っております、ですから、当然のことながら本市役所関係の公文書は元号使用だと認識していました。ところが、先日、本市内の某小学校の卒業証書に、児童の氏名の横に記載されてある生年月日が元号と西暦の併記でもなく、西暦のみでの記載がよしとされている現状を知った保護者の方から私のもとに疑問の声が寄せられました。当該学校が保護者に対し、そのお子さんの正確なお名前と生年月日を元号か西暦か選ばせるアンケートを取り、それを反映させているとのことでしたが、それらの事実は実際に認められますか。また、当該学校以外に本市の全小・中学校でそのような方式をとっている学校はありますか、具体的な校数等、詳細を伺います。また、先程の総務企画局長のご答弁のとおり、原則は元号使用、国際化の進展への対応等必要な場合、「併記」とのことです。本市の小中学校等の卒業式で授与される卒業証書は、教育委員会文書管理規則等に基づくどのような位置付けですか。公文書の範疇に入りますか教育次長に伺います。

◎答弁

市立小・中学校において交付される卒業証書の授与日の年号表記につきましては、各学校とも元号を基本としているところでございますが、小中学校165校中、約7割の113校について、保護者が西暦表記を希望する場合には、その希望に沿うよう柔軟に対応しているところでございます。

また、卒業証書につきましては、校長が職務上作成した文書でございますので、公文書に該当するものと考えております。

◎質問②

卒業証書の重要性については論をまちません。過去、本市議会でも言及されておりますが、義務教育修了の卒業証書を受け取ってしまうと、後で学びたい、夜間中学に入りたいと言っても入ることができないと言われていた重要な文書であります。

私は思想信条でというよりも、私立学校でなく公立学校の公教育なので、通知が出ているわけですからそれを頑として守る、たとえ保護者からのクレーム等あっても原理原則は変えてはならないということを申し上げたい。ルールを守れと説く教育者が保護者に阿り、国や県、市の方針を逸脱する現状で良いのかということをお訊ねしたいのです。これに関するアンケートを取ることで自覚させません。卒業証書の西暦のみ使用は、いつ、どのような経緯で始まったのでしょうか、教育委員会から通達等は各学校に出されたのか、保護者へのアンケートはいつからするようになったのか、そのアンケートの内容はどのようなものですか、教育次長に伺います。

◎答弁

西暦使用の時期、経緯等につきましては、定かではございませんが、各学校の状況により、異なるものと考えております。

◎質問③

「経緯が定かではない」本当にそんなことがあるのですか。「各学校の状況により異なる」、他人事のように聞こえてしまいます。つまり、これまでの間、教育委員会は言わば市内の学校が本市の通知を無視した行動をとっていることを全く知らなかったということですね。広島県教育委員会は、昭和62年3月、元号にするとの規則に従わず西暦で卒業証書を交付した54名の学校長を文書訓告などの処分をしたとのこと。国から通知が出る前の話ですよ。教育長に伺いますが、公文書としての位置付けである卒業証書を学校毎の裁量で自由にしていよいのか。希望があれば西暦を併記するだけで済むのではないですか。統一的な見解を伺います。

◎答 弁（教育長）

市立小・中学校において交付される卒業証書の年号の表記につきましては、基本的には元号を使用するものと考えておりますが、一方で、卒業証書は、授与された者の一生の記念となりうるものでもございますので、児童生徒やその保護者の多様な文化的背景にも配慮し、各校長の判断により、可能な範囲で柔軟に対応されているものと考えているところでございます。

◆ 小中学校を活用した市民の体育及びレクリエーション振興策について

◎質問①

川崎市立小・中学校を活用した市民の体育及びレクリエーション振興策について伺います。

具体的には、本市内の小・中学校の校庭を利用した夜間における体育及びレクリエーション振興について伺いたいのですが、スポーツ振興と言ってもよいかもしれません。夜間ともなると、やはりナイター照明が必要であります。夜間でももっと野球やサッカー等、スポーツ等の目的で利用したいとの要望が寄せられました。改正スポーツ基本法の第13条（学校施設の活用）によると、「2国及び地方公共団体は前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とあります。

「スポーツのまち・かわさき」をうたっている本市ではありますが、現状、夜間校庭利用可能な学校は各区に1校しかありません。臨港中学校、塚越中学校、東住吉小学校、久本小学校、菅生中学校、南生田中学校、麻生小学校の7校。これらの学校の夜間照明はいつ、どのような経緯でいくらで設置されたのでしょうか。教育次長に伺います。

◎答 弁

本市では、スポーツの機会に恵まれない勤労者、社会人を中心に、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として夜間の校庭を開放し、社会体育活動及び地域教育活動の振興を図る目的で、昭和63年から平成5年までに、計画的に各区1校ずつ夜間照明設備の整備を図り、ソフトボールやサッカー等にご利用いただいているところでございます。

◎質問②

ちなみに、横浜市は22校、さいたま市は23校にあります。静岡市にいたっては、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例を制定し、市内130小中学校のうち120施設と静岡市特別支援教育センター施設に夜間照明を設置し、施設開放しています。他の政令指定都市に比べ、本市はあまりにも設置校が少なくないですか、見解を教育次長に伺います。

◎答 弁

政令市におきましては、全体の学校数に対して夜間照明の整備が行われている学校の割合が約4%から96%までと幅があり、市域の面積や住宅の密集状況など、自治体により様々に環境が異なることが要因であると認識しております。

一方、新たな学校への整備にあたりましては、近隣住民の皆様の音や明かりへの理解、夜間の施設開放指導員の確保、利用者による路上駐車や喫煙などに対するマナーの徹底、整備費用など、クリアしなければならない多くの課題があると考えているところでございます。

市内全域では、夜間利用ができる野球場やサッカー場、テニス場などもございますので、そうした施設とあわせて、現在の夜間校庭開放をご活用いただければと考えております。

■ 一般質問（6月23日）公明党 春議員 ■

◆ がん対策について

◎質問①

改正がん対策基本法第23条には「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずる」と明記されました。本市では「がん教育」は保健体育の健康教育などの中で取り扱われていますが、がん患者への誤解や偏見が生まれない「がん教育」のさらなる充実が必要と考えます。見解と対応を教育次長に伺います。

◎答 弁

現在の学習指導要領における「がん」に関する教育につきましては、小・中学校の保健学習において、「健康は生活行動と深くかかわっていること」「喫煙については、長く続けていると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなること」について取り上げ、年齢、生活環境等に応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続けることが疾病の予防につながることを学んでおります。

さらに、中学校では、併せて「健康の保持増進や疾病の予防には、人々の健康を支える社会的な取組が有効であること」を学習しております。

また、高等学校では、「生活習慣病と日常の生活行動」の学習の中で、悪性新生物を取り上げ、日常の生活行動と深い関係があることについて重ねて指導をしており、併せて、「地域の保健センター、病院などの医療機関及び保健・医療サービスなどを適切に活用していくこと」を学んでおります。

健康教育においては、「がん教育」を含め、子どもたちが生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することは、大変重要なことと考えておりますので、文部科学省が示している「学校におけるがん教育の在り方についての報告」や、「がん教育推進のための教材指導参考資料」の活用を各学校に対して促しているところでございます。

今後は、次期中学校学習指導要領の保健体育科の保健分野、「健康な生活と疾病の予防」において、「がんについても取り扱うものとする」とされておりますので、この内容等を踏まえながら、「がん教育」のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月23日）共産党 片柳議員 ■

◆ 八丁畷駅前踏切の安全対策について

◎質問

町内会やPTAのみなさんは横断歩道の安全通行、京急の要員の方はバスの誘導をされており、踏切の安全通行を専門的に確認できる人がいるわけではありません。監視する人員の配置を警察

をはじめとする関係機関に働きかけるべきです。伺います。

◎答 弁

ご指摘のありました通学路に指定されている当該踏切につきましては、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員で構成する「通学路安全対策会議」において、児童生徒の踏切での安全通行に必要な対策を検討してまいります。

◆ 富士見地区整備について

◎質 問

教育文化会館と区役所の今後のあり方について、今年度中に方向が示されるとのことでした。教育文化会館は、後発の市民館にはある体育室や音楽室がありません。そのため、市民から「手軽な値段でフラダンスなどの練習ができる会場がほしい」などの声が出されています。計画が固まってから市民の声を聞くのではなく、市民の声を聞いた上で計画を立てていくことが重要だと考えます。今後予定しているスケジュールと、どのような内容を示すことを予定しているのか、市民の声を今後の計画にどのように反映することを予定しているのでしょうか。うかがいます。

◎答 弁

教育文化会館の今後のあり方につきましては、事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、労働会館等の近隣の施設状況や川崎区の生涯学習拠点として必要な機能等について検証を行っているところでございます。今年度内に川崎区における市民館機能のあり方をお示しする予定でございます。

その後、利用団体や利用者からご意見を伺う機会を設ける予定としております。

◆ 多様な性のあり方に対する施策について

◎質 問

教員への研修について、教育次長に伺います。

このテーマの冒頭に申し上げたとおり、当事者が学齢期の頃に適切な対処をしなければ、自己否定感や生きづらさを将来にわたって抱えていくこととなります。その点で、教職員の研修が極めて重要です。本市の教員への「LGBT」をテーマにした研修の状況を、初任者研修や管理職の研修など教員のライフステージごとにお示してください。先ほどの文京区の他に岡山市でも全教員分の啓発パンフレットを印刷し、各学校では養護教諭が講師を担当として研修を進めていくとのことですが、全教員を対象にした研修を行うべきと考えますが、伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましては、これまでも、初任者研修、10年経験者研修、管理職研修等、ライフステージに応じた研修において、性的マイノリティについての理解を深めるための研修を実施してまいりました。

平成28年度は、文部科学省が作成した資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を活用し、各研修において性的マイノリティの現状や適切な理解の促進を図ってきたところでございます。

また、今年度は、ライフステージに応じた研修を継続して実施するとともに、全市立学校から1名ずつ参加する人権尊重教育推進担当者研修において、LGBTの方を講師とした研修を実施する予定でございます。研修を受けた教員が学校においてその内容を伝えることで、全教員の意識を高めていきたいと考えております。

今後も、配慮を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいり

ます。

■ 一般質問（6月23日）民進みらい 木庭議員 ■

◆ 中学校における部活動（吹奏楽部）について

◎質問①

次に、部活動について教育長と教育次長に伺います。今回は特に中学校 52 校中 50 校で活動している吹奏楽部について取り上げます。この件に関しては便宜上、教育委員会に質問しますが、市の課題として市長はじめ、皆さんに認識していただくことを期待して取り上げます。先日、ある中学の吹奏楽部に所属する生徒の関係者から「吹奏楽部の顧問から楽器を購入するよう何度も勧められて困惑している。公立の部活なのに自前で楽器を購入しなければならないのか」と相談がありました。当然、楽器は学校にあり、それを活用しての活動が前提のため購入の必要はありませんが、そのことをきっかけに、さまざま調査したところ課題が散見されたので質問してまいります。

学校に設けられている部活動に必要な道具の購入やメンテナンス等は学校運営費の「備品購入費」から支出されています。しかしながら、例えば他の部活動で器物を破損してしまった場合の修繕費などもここから支出されるなど、突発的な支出も含まれるため、楽器のように高価な備品は計画通りに購入することが難しく、購入やメンテナンスは数年に一度できるかできないかという学校が多いということです。そのため、学校によっては、入部の際に保護者に対し、そのような現状を伝えたくて「楽器は個人で持つことが望ましい」と説明して購入してもらうこともあるということがわかりました。それとは別に計上されている部活動推進用具整備費は、各学校に対し年間 8 万円を基本額として支給し、さらに運動部各部に対しては 1 万 7 千円、文化部各部に対しては 7 千円がそれぞれ支給されています。主に消耗品購入を目的としているため運搬費には使えませんが、吹奏楽部の場合、コンクールや大会、地域のイベント、定期演奏会など移動を伴うものが多く、その都度大型楽器や譜面台など多くの機材を動かす必要があり、1 回の運搬費は、安い業者に依頼したとしても多額の負担がかかるため、結局、部費や PTA 等からの寄付に頼らざるを得ない学校が多くあるということです。それでも不足するため、多くの学校で、顧問以外の教員や保護者が運搬用に車を出すことは当たり前という状況であることもわかり、公立学校の部活動である以上、負担を軽減させる策を検討することが必要と考えます。例えば吹奏楽部は 52 校中 50 校に設置されていることから、運動部や文化部の枠とは別の「吹奏楽部枠」を設けることも一案に思います。教育次長に見解を伺います。

◎答 弁

市立中学校における吹奏楽部の楽器につきましては、学校運営費の音楽教材として整備された備品等を使用しており、消耗品につきましては、部活動推進用具整備費も活用して賄っているところでございます。

また、吹奏楽部が、地域のイベントに参加する等の教育課程外の活動につきましては、各学校で夢教育 21 推進事業費を活用する等、工夫しておりますが、現実的には、保護者にも様々なご協力をいただいているところでございます。

吹奏楽部にかかる保護者の負担軽減策の検討は、必要であると認識しておりますが、学校運営費は、各学校の教育理念や教育方針に基づき、特色や状況等に応じた学校運営を行えるよう、予算の範囲で調整を行っておりますので、音楽教材に用途を限定した枠を設定することは、現状では難しいものと考えております。

◎質問②

「吹奏楽部枠の創設」案については、予算も絡むことから教育委員会だけで解決できる問題ではないので、吹奏楽部には、このような課題もあることを認識していただき、今後の検討課題の一つとして市長はじめ、庁内横断して認識いただくことを要望いたします。もうひとつ、私が感じた課題は指導者不足の問題です。吹奏楽部保護者によると吹奏楽の場合は、指導者の力量が大きく左右するということです。それはパートごとの演奏指導もさることながら、地域との交流や大会参加などに関わるマネジメント、OBやOGとの連携、そして楽器ごとに異なるメンテナンスなど顧問の力量で大きな差が出るということです。また顧問経験のある先生にお話を伺うと、たとえ音楽教員でも吹奏楽の経験が無ければ専門外の楽器指導は難しく、吹奏楽未経験者が顧問になった場合の負担感は、想像以上に大きいということです。さらに卒業生からは、卒業後に指導に行くという発想がなかったそうですが、教育実習に行った母校で指導を手伝った際に「子どもたちから自分が指導者として求められている」ことを実感し、顧問からの依頼もあり、手伝いに行く気持ちになれたという意見や、機会があれば指導に行きたいと考えるOBは多いと思う、という意見もありました。そこで、私も以前小学校で英語ボランティアに登録し、指導した際は1コマ当たり500円の謝金をいただいた経験がありますが、例えば少額でも謝金を出し、卒業生や市内の音楽大学の学生がアルバイト指導員として携わりやすいシステムを構築することはできないか、教育長に見解を伺います。

◎答弁（教育長）

教育委員会主催の子どもの音楽活動推進事業におきましては、昭和音楽大学と洗足学園音楽大学の学生や卒業生に講師として謝金をお支払した上で、生徒に直接、演奏技術をご指導いただいております。生徒が実際に音楽大学の学習活動の雰囲気に触れながらご指導いただく事業は、生徒から喜ばれているところでございます。

その他、音楽大学の学生以外の市立学校吹奏楽部OBやOGにも、「子どもの音楽の祭典」等でボランティアとしてお手伝いいただく機会もでございます。

今後も、様々な機会を通して、両大学の学生や、吹奏楽部のOBやOGなどに、気軽に吹奏楽部員への演奏指導にご協力いただけるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月23日）自民党 山崎議員 ■

◆ 中高一貫校について

◎質問①

私立中学校への進学状況とその動態について伺います。

◎答弁

市立小学校卒業者の私立中学校への過去3年間の進学率につきましては、平成25年度卒業者のうち16.6%、26年度が16.2%、27年度が16.2%であり、ほぼ横ばいの状態でございます。

◎質問②

中高一貫として背景とその目的について伺います。

◎答弁

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会を選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒

一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、学校教育法等が一部改正され、平成11年4月より中高一貫教育を導入することが可能となったところでございます。

本市においても、6年間という、ゆとりある安定した学習環境の中で、川崎の特色を生かした継続的・計画的な中高一貫教育を行うことにより、生徒一人一人の個性の伸長を図るとともに、基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考える力、豊かな人間性や社会性などの「生きる力」を育成することを目指し、平成26年4月に併設型中高一貫教育校として、市立川崎高等学校に附属中学校を設置したところでございます。

なお、同中学校の教育活動に対する市民の関心は高く、今年度の入学者の受検倍率は4.25倍でございました。

その他、日本体育連盟や文部科学省が後援する大会につきましては、各学校からの申請に基づき、競技種目、大会の趣旨、本市の体育連盟が主催・共催する大会との関連性等を踏まえ、交付対象に該当するかどうかについて、個別に判断しているところでございます。

◎質問③

3年が経過するが、これまでの取組とその成果、高校への進学率、また、今後の目標と目指す方向について伺います。

◎答弁

市立川崎高等学校附属中学校におきましては、「体験・探究」、「ICT活用」、「英語・国際理解」をキーワードに特色ある教育活動を推進しているところでございます。

同中学校における総合的な学習の時間をはじめ、様々な課題に対して仲間と協働し、調査・研究・発表するなどの取組を通し、生徒は思考力、判断力、表現力等を着実に身につけているものと考えているところでございます。

また同中学校に在籍する生徒とその保護者におきましては、中高一貫教育の趣旨をご理解いただいております。今年春の市立川崎高等学校への進学率は98.3%でございました。

今後、同中学校におきましては、引き続きこれまでの取組を充実させるとともに、市立川崎高等学校においても中高一貫教育の特性を生かし、主体的に学ぶ姿勢や表現力、コミュニケーション能力を一層高め、国際社会で活躍できるたくましい人材の育成に向け、教育活動を推進してまいります。

■ 一般質問（6月23日）公明党 田村議員 ■

◆ 発達障害児・者支援について

◎質問

小中学校で早期発見・早期対応について取組を伺います。

LD・ADHD・アスペルガー症候群等の発達障害の子どもたちは、知的な遅れがないことから障害と認知されづらい側面もあり、周りの理解を得づらいことがあります。本格的な集団生活が始まる小学校段階になると、その特性が顕著になってきます。そこで、小学校における早期発見・早期対応が重要であると考えますが、幼稚園・保育園との連携をはじめとする現状の取組について伺います。

また、中学校進学時の児童支援コーディネーターと特別支援コーディネーターとの連携についても伺います。

今後、ますます連携の必要性が高まるものと考えますが、より効果的な連携を行うための取組の方向性について教育次長に伺います。

◎答 弁

発達障害等の教育的ニーズのある子どもへの支援につきましては、区ごとに開催されている幼保小連携会議において、その適切な支援について情報交換を行い、小学校入学後も継続した支援が実施できるよう努めているところでございます。

また、全市立小学校で専任化した児童支援コーディネーターが、一層丁寧に子どもの見取りを行うとともに、校内の支援の必要な児童の情報を集約しており、課題の早期発見と課題解決に向けた迅速な支援が可能となったところでございます。

小中学校の連携につきましては、「特別支援教育コーディネーター連絡会議」を設置し、小学校の児童支援コーディネーターと中学校の特別支援教育コーディネーターが支援にかかわる情報交換を行い、進学後の適切な支援の早期実施に努めているところでございます。

支援の引継ぎにあたっては、発達の特性やこれまでの支援の経過、具体的な手立て等が記載された「個別の指導計画」が有効であることから、各学校に対して、通常の学級に在籍する支援を必要とする発達障害等の児童生徒についても作成するよう働きかけているところでございます。

◆ 改正個人情報保護に伴う対応について

◎質 問

PTAについてですが、保護者からは、「馴染みがない法律・専門用語ばかりで難しく、なるべく分かりやすく情報を提供してもらいたい」という声があり、また町内会・自治会からは、「これまでは問題とならなかった、親切心で名簿の情報を教えたりしたことによって、個人情報漏えいなどの大きな問題になってしまうのでは」という心配、更には、自主防災組織からは「高齢者や障害者の所在を把握していれば災害時の救助に役立ち、見守り活動、地域行事にも名簿は不可欠、今後は何に注意して作成すれば良いのか」など戸惑う声も上がっています。そこで、伺いますが、今回の改正個人情報保護法の施行にあたりそれぞれの団体に、どのような説明をしてきたのか伺います。まだまだ、今後についても、身近な本市からの丁寧な説明が求められることが予想されます。取組について、市民文化局長、総務企画局長、教育次長にそれぞれ伺います。

◎答 弁

各PTAでは、これまでも個人情報を慎重に取り扱ってきたところでございますが、今回の法改正により、PTAも個人情報取扱事業者と位置付けられることから、各学校のPTA代表で組織されている川崎市PTA連絡協議会が、改正内容の解説や個人情報取扱規則の雛形など、法改正への対応に関する文書を作成し、各PTAに提供したところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も各PTAが同法の趣旨に則り、個人情報を適切に取り扱うことができるよう、川崎市PTA連絡協議会とも連携しながら、情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月23日）民進みらい 松井議員 ■

◆ 子どもの体力向上について

◎質 問①

昨年度実施された、子どもの体力向上のためのPDCAの実践研究の成果や、今後の取組などについて、何点か伺ってまいります。文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、現在の子どもの体力・運動能力の結果をその親の世代である30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子どもの世代が親の世代を下まわっている一方で、身長、体重など子どもの体格についても同様に比較すると、逆に親の世代を上回っているとのこと。このように、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が

深刻な状況であることを示しているといえます。そこで、本市の小学生の体力の現状と、本市として子どもの体力向上についてどのように考えているのか、教育次長に伺います。

◎答 弁

平成28年度にスポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によりますと、種目別では、長座体前屈が大きく全国平均を上回り、反復横とび、20mシャトルラン、ソフトボール投げが全国平均を下回っております。

各種目の合計点の平均は、男女とも全国平均を下回っておりますが、昨年度を上回る結果となっております。

教育委員会といたしましては、児童が運動を適切に行うことによって活力ある生活を送り、たくましく生きるために体力の向上を図ることは重要なことから、引き続き、各学校における体育学習の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◎質 問②

次に、昨年度本市がスポーツ庁から受託した、子どもの体力向上のためのPDCAの実践研究の内容と、PDCAの実践研究を行った小学校の児童や教員・指導者などの方々から、どのような感想や意見が寄せられたのか、教育次長に伺います。

◎答 弁

はじめに、実践研究の内容についてでございますが、本市では、昨年度、本事業をスポーツ庁より受託し、子どもの体力向上の現状と課題を整理し、PDCAサイクルに基づいた体力向上プランを示すため、研究推進校を3校指定し、実践研究を行ったところでございます。

実践した内容は、大学、スポーツ団体、学校、教育委員会等で構成されるコンソーシアムから派遣された外部指導者による体育授業の補助や、休み時間を活用したキラキラタイム等での運動指導、測定機器を装着した1分間縄跳びの活用による体力測定、コンソーシアムによるサッカー教室や水泳教室を実施したところでございます。

次に、本事業の感想でございますが、児童からは「体育でポイントをわかりやすく教えてくれて意欲的になれた」、「キラキラタイムで様々な運動に取り組めるので、また運動がしたくなる」、などが寄せられており、1分間縄跳びの計測につきましては、「体力アップしたことがわかるとやる気が出る」等の感想が寄せられております。

教員からは「外部指導者の的確なアドバイスにより、児童の技能・体力の向上につながっていると感じる」、「縄跳びの計測は、数値が励みとなり、日常の運動として取り組む児童がみられる」等、実践の成果についての感想が寄せられているところでございます。

◎質 問③

次に、昨年度実施されたPDCAの実践研究のなかで行われた、モーションセンサを腰に装着した1分間縄跳びもふくめた実施結果と得られた成果、課題と新体力テストとの関連性について、教育次長に伺います。

◎答 弁

1分間縄跳びによる体力測定は、新体力テストとは異なり、測定機器を腰に装着することでリズムやバランス等運動神経系のデータを効率的に取得できるもので、小学校3校を研究推進校に指定し、年間を通じて3回の測定を行ったところでございます。

成果につきましては、各学校において実施した結果、総合評価は着実に上がっており、多くの児童のモチベーションが上がる底上げ効果が見られたものと考えております。

一方、課題につきましては、未だ児童の半数以上が安定的に跳ぶことを苦手としており、当該児童に対するアドバイス方法について工夫していく必要があるものと考えております。

また、縄跳びは、リズムカルにバランスよく手足を連動させ、繰り返し運動を行うという特性を持つことから、今年度を実施する新体力テストの反復横跳び、シャトルラン、50m走などとの関連性について、検証することを予定しております。

◎質問④

次に、平成29年度も、PDCAの実践研究について、スポーツ庁から受託したと仄聞しています。昨年度は、モーションセンサを腰に装着した1分間縄跳びが実施されたとのことですが、本年度はPDCAの実践研究にどのように取り組むのか伺います。

また、本市としても、子どもの体力向上については重要な課題であると思います。今後、子どもの体力向上に向けて、PDCAの実践研究対象校の拡大や、子どもの体力向上への取組の事業化・予算化について、どのように考えているのか、教育次長に伺います。

◎答弁

本事業につきましては、今年度も、スポーツ庁より実践研究を受託しておりますので、研究推進校において、「外部指導者の派遣による体育授業の補助や運動指導及び、休み時間を活用したキラキラタイムの充実」、「測定機器を装着した1分間縄跳びの計測」等の実施を予定しており、子どもの体力向上に向けた実践研究を引き続き、推進してまいります。

今後の取組につきましては、昨年度の取組と今年度の新体力テストの結果との関連性、各推進校の実践結果をもとに検証をしてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月23日）無所属 添田議員 ■

◆ 教員の負担軽減について

◎質問①

本年4月「部活動の適正な運営に向けて」と題した、中学校部活動検討専門会議の資料が公開されました。その中で、部活顧問教員の経験不足を指摘する項目があり、それが教員の精神的負担になっていることも予想されます。まず、それに関するアンケート結果と、その結果から予想される教員の状況について、見解を伺います。

◎答弁

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動につきましては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養等に資するものであり、教職員の専門的な指導力の程度に関わらず、生徒が共通の目標に向けて仲間と協力し、努力することで、達成感や充実感を味わい、豊かな学校生活を経験することのできる活動であると考えております。

昨年度に実施いたしました「部活動指導に関する実態調査」におきまして、「現在、部活動を指導するに当たり、足りないと感じていること」の問いに対し、「専門的な指導力」と56.5%の教職員が回答しているところでございます。

各学校における顧問の配置方法につきましては、部活動の部員数、活動内容、各教職員の専門性や経験等を総合的に勘案して、担当顧問を決定しておりますが、半数以上の教職員が「専門的な指導力が足りない」と感じておりますので、専門的な指導力不足を少しでも補う必要があると考えております。

◎質問②

経験不足による不安感を感じるであろう教員は少なくないと思います。それゆえ、その担保をしていく方が必要です。教員の本分は私は主に三つに集約できると考えていて、第1は勉学を教えること、第2は豊かな人間性を育むこと、第3はいじめやトラブルなどから子供たちを救うことが極めて重要な役割ではないかと考えます。ゆえに、それに集中できるような環境整備のためにも、外部指導者の存在が重要です。本市は外部指導者の力を借りている学校には、報告書を提出させていると聞きます。その報告書から見えてきた外部指導者の現況と見解をお教えてください。

◎答 弁

昨年度、学校から提出された外部指導者に関する報告によりますと、「専門的な知識や技術の指導により、生徒の技能向上が図られるとともに、モチベーションも高めることができる」、「外部指導者の専門的な指導実践に触れ、教職員の指導力が向上する」など、部活動の充実につながる成果の報告がされております。

一方、「顧問と外部指導者での指導方針における考え方の違いからトラブルが生じる」、「外部指導者が生徒と良好な人間関係が築けない」などの課題も報告されているところでございます。

◎質問③

今の答弁によれば、外部指導者活用には有用性があると考えられます。それが確認できたということは意義があると感じます。しかしながら、この報告書には書式に特段の決まりがあるわけではなく、任意書式になっていると聞いております。すなわち、学校現場が自由に報告できるということです。それはそれで結構ですが、どうせ現場の声を吸い上げるのならば、なんらかの傾向を掴めるような書式にすべきです。例えば、任意に報告できる自由記載の手法は基本的には維持するにしても、一定程度はアンケート形式にすべきです。それにより、現場の定性的な報告になっている現状を、定量的な報告として把握することが可能になると考えます。そうすれば、外部指導者活用の課題も見えてくるかと思えますゆえ、ご検討を。さて、もう1点確認ですが、各学校における外部指導者の活用頻度の平均値とその見解は。

◎答 弁

外部指導者1名当たりの指導回数につきましては、学校からの要請件数にもよりますが、年間28回程度でございます。

外部指導者につきましては、入部直後や大会前などに集中的に依頼したり、一定の期間をあげて定期的に依頼するなど、各学校が部活動の状況に応じて本事業を有効に活用しているものと考えております。

◎質問④

答弁によれば、年間28回、およそ2週間に1回という割合です。これは決して多頻度とはいえない結果であると考えられます。そこで、その頻度をあげていくことに繋げていくためにも、本市が意識せねばならないこととして、部活指導員の配置があります。これは本年4月から、スポーツ庁が位置付けた仕組みです。学校から委託された外部指導者としての立場ではなく、学校から正式に雇用される嘱託職員のような形式です。指導のみならず、顧問や単独での引率等が可能になります。名古屋市や神戸市等、他都市ではすでに導入している自治体もありますが、本市においては今後、この仕組みをどのように捉え、活用していこうというのか、見解を伺います。

◎答 弁

本市の部活動の外部指導者は、顧問教員の指導計画に従い、顧問教員を支援する立場で生徒の実技指導を担当するものとされておりますが、本年4月1日に施行された改正後の学校教育法施行規則に規定された「部活動指導員」は、学校の教育計画に基づき生徒の自主的、自発的な参加によるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事するものとなっております。

具体的な職務として、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、大会・練習試合等の引率、部活動の管理運営、保護者等への連絡などの業務を行うことが可能になったところでございます。

導入にあたりましては、部活動指導員の身分、任用、勤務形態、報酬や費用弁償等に関する規則等の整備が必要とされていることや、部活動指導員に対する学校教育における部活動の位置づけや教育的意義、サービスの遵守等についての事前及び定期的な研修の実施などの課題もあることから、他都市の導入状況なども含めて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月26日）公明党 川島議員 ■

◆ 避難所運営について

◎質問①

避難所運営については、学校長はじめ教職員の協力は非常に重要で、これまでも避難所運営に対する学校長の協力を要望してまいりました。文部科学省からも本年、教育委員会に対し、避難所運営に関し通知が出ております。その主な内容と本市の対応について伺います。

◎答弁

教育委員会といたしましては、東日本大震災を踏まえ、平成24年3月に「新 学校防災マニュアル作成指針 改訂版」を更新し、児童生徒の安全確保や学校教育活動の早期正常化に向けた取組とともに、避難所の開設や管理運営への対応等について学校に示し、各学校においても学校防災計画を見直すなど、学校防災体制の整備に取り組んできたところでございます。

文部科学省から本年1月20日付けで通知された、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」におきましては、

「学校が避難所になった場合の運営方策」、

「学校の組織体制の整備」、

「災害時における教職員の避難所運営への協力業務と教職員の意識の醸成」、

「防災担当部局等との連携・協力体制の構築」、

など8項目の留意事項が各都道府県・指定都市教育委員会に示されたところでございます。

現在、文部科学省通知を踏まえ、学校教職員の動員体制の見直しや避難所における学校教職員の役割などについて、関係局との協議を行っているところでございます。

◎質問②

避難所運営に向けた、体制整備やマニュアル改善等、避難所運営会議の定期的にな開催については、施設管理者である学校サイドの協力をこれまで要望しておりました。開催頻度が年1回に満たない避難所について、改めて定期的な開催に向け、一層の協力をお願いしたいと思っておりますが、今後の取組みを伺います。

◎答弁

災害発生時における学校の役割は、児童生徒の安全確保と安否確認でございますが、発災直後は直ちに避難所運営の十分な体制を整えることが困難であると想定されますので、一定期間は学校が施設管理という点も踏まえて、避難所運営の協力を可能な限り行うことが必要であると考えているところでございます。

そのためにも、日頃から、自主防災組織、区役所、学校などの避難所運営に係る関係者が協議・調整を図ることが重要であると認識しておりますので、教育委員会といたしましても、円滑な避難所運営ができるよう、関係局区とより一層の連携を深めてまいります。

■ 一般質問（6月26日）民進みらい 飯塚議員 ■

◆ 富士見周辺地区整備について

◎質問

教育文化会館のホール使用は来年3月いっぱいと同いました。2階から5階までの小会議室・料理教室はどうなるのか伺います。

◎答弁

大ホールにつきましては、スポーツ・文化総合センターに機能の移転を行い、平成30年3月31日をもって閉鎖いたしますが、会議室や料理室等については、当分の間、利用を継続していく予定でございます。

■ 一般質問（6月26日） 民進みらい 露木議員 ■

◆ 栄養職員の配置と食育の推進について

◎質問①

初めに、中学校給食開始に伴う学校栄養職員の配置と食育の推進について質問します。

本年1月から4校の中学校で給食が開始され当該校には学校栄養職員等が配置されました。今年の4月からは秋の学校給食センター給食の開始に伴って学校栄養職員が新たに配置され、現在、学校給食センターでの開設準備に関わっています。まず、全52中学校の給食に対応する学校栄養職員等の配置数について伺います。それに伴って、学校栄養職員として新規に採用された人数を伺います。

◎答弁

中学校給食の実施に係る栄養教諭及び学校栄養職員につきましては、自校方式2校及び小中合築方式2校に計4名を配置しております。今後、開設する3ヶ所の学校給食センターにつきましては、計11名を配置してまいります。

また、本年4月に、中学校完全給食実施への対応及び欠員補充のため、学校栄養職員を17名採用したところでございます。

◎質問②

中学校給食実施により、中学校での食育の推進が期待されます。学校給食センターに配置される学校栄養職員等は中学校へ訪問するなどして食育に携わるとは思われますが携わり方について伺います。その際、栄養教諭と学校栄養職員で違いがあるのか、あれば栄養教諭と学校栄養職員のそれぞれの役割について伺います。

◎答弁

学校給食センターの学校栄養職員等の職務といたしましては、安全・安心で美味しい「健康給食」が提供できるよう、栄養管理や、衛生管理、食物アレルギーへの対応などの給食管理業務に加えて、各学校と連携した食に関する指導の充実に向けた業務があり、現在、各学校給食センターの開設に向けて準備を進めているところでございます。

学校における食に関する指導につきましては、従前から学校全体で計画的に取り組んでおり、給食開始後は、給食センターだよりや献立表の配布、小学校等の栄養教諭及び中学校の食育担当者による食育担当者会等を通じて、食育に関する情報提供を積極的に行ってまいります。

また、学校給食センターの栄養教諭につきましては、指導主事として配置しており、学校栄養職員等とともに、学校給食センターにおける給食管理業務及び、学校における食に関する指導の充実を進めてまいります。

◎質問③

次に、中学校給食の開始に伴って新規採用された方が17名とのことですが、

全体で学校栄養職員が増えましたが、一方、直接、児童生徒の食教育に携わることのできる栄養教諭への任用替えも併せて進めたいと思っております。現在、本市では8校に1名程度の栄養教諭に留まっています。昨年の議会でも要望させていただきましたが、地域の学校では6校に1

名が栄養教諭となっています。本市は食育の推進を標榜しています。栄養教諭の配置割合をせめて県並みに高めていくべきと考えます。今後の方向性を伺います。

◎答 弁

栄養教諭、学校栄養職員の定数につきましては、従来は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、神奈川県教育委員会が定める基準により算定されておりました。

本年4月の県費負担教職員の市費移管により、教職員定数の決定権限が移譲され、同法に基づき、市で基準を定めることができることから、小学校、中学校、特別支援学校において、学校給食を通じた食育が効果的・効率的に推進できる体制となるよう、引き続き検討してまいります。

◎質 問④

次に、多くの学校栄養職員が新規採用されたことによる影響について伺います。一度に多くの採用があったため、新規採用者に対して指導体制が十分整わない状況となっているようです。学校給食センターへ配置された方は複数職場ですから、連携しながら業務をすすめることができますが、小学校へ配置された学校栄養職員は職場に一人の配置であり、指導・支援が求められます。新規採用者への指導体制の現状と今後の予定について伺います。

◎答 弁

新規採用した学校栄養職員の研修につきましては、基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るために、学校給食全般に関する基礎研修及び専門研修を実施しております。

今年度につきましては、学校栄養職員の採用が多いこともあり、豊富な知識や現場での経験を有する栄養教諭による研修を実施するなど、支援体制の充実を図ってまいります。

今後も安全・安心な学校給食や食育の推進のため、学校栄養職員としての資質向上を目指し、より一層研修の充実にも努めてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月26日）無所属 重富議員 ■

◆ 臨時的任用教員の研修について

◎質 問①

常勤の臨任の先生が担う役割や児童生徒、保護者から期待される力量、資質は同じ年齢層の正規採用の職員と比較して差があるものなのでしょうか。

◎答 弁

臨任教員は学級担任、校務分掌など正規採用職員と同じような勤務をしております。そういう面で保護者への対応、学級経営、児童生徒指導、授業研究含めて同じ形で勤務をしていただいております。

◎質 問②

正規採用職員を対象とした研修の中で基本的で基礎的でもある研修、初任者研修について、内容と頻度、概要等を伺います。

◎答 弁

初任者研修は、新規採用された教員に対して採用から1年間、指導教員による指導を軸に、校内と校外で行われる研修でございます。

各学校で行う「勤務校内研修」は、指導教員が初任者に対して行う講話等の研修、指導教員の授業を初任者が参観する研修、初任者の授業を指導教員が参観する研修がございます。学習指導や児童生徒指導、教育全般にわたる教員として必要な事項の基本的な研修を計画的・継続的に実施しております。

また、総合教育センター等の各施設で行う「勤務校外研修」は、年間22日実施されております。内容といたしましては、学級経営・児童生徒指導に関する講話や演習、初任者による授業研究、宿泊研修等がございます。教員としての必要な基本的な研修及び専門性と広い視野を育成するための研修を実施しております。

◎質問③

臨任の先生を対象とする必修研修はどのような頻度、内容で行われているのか伺います。

◎答弁

臨時的任用教員の研修につきましては、学校教育に携わることの自覚と責任感を高めること及び指導力の向上を図ることを目的に、毎年7月の夏季休業中に全体研修会と班別研修会の二本立てで行っているところでございます。

全体研修会では、「児童・生徒指導について」「学習指導について」「教職員の服務について」の講義研修を行い、班別研修会では、各校種毎に「当面する課題と対応について」討議する研修を行っているところでございます。

◎質問④

正規採用の先生と比較すると、総合教育センターカリキュラムセンターを中心とした実践的指導力に関する研修などについては大きく穴が開いている状況にあるといえます。臨任の先生が正規採用の先生と同様の役割を果たしている、また期待されているこの現状において、現在の臨任の先生の研修体制について見解を伺います。

◎答弁

先ほど必修研修として7月に1日の研修というお話をいたしました。それ以外に充実させるための対応といたしまして、一つは個人の課題に応じて受講できる希望研修を用意しております。二つ目として、勤務する学校での校内研修において授業実践を伴った指導等を実施、3番目は経験の浅い臨時的任用教員を対象として、各区教育担当が授業力向上に関する各学校への巡回訪問、4つ目といたしましては、全市的な授業研究会や研修会等に参加し、職務に関する専門的知識や実践的指導力を身につける研修、5番目といたしまして、総合教育センターにおいて実施しております「輝け☆明日の先生の会」、これは5月から9月のタイミングで、年間7日間土曜日に行っておりますが、そういった研修を併せて実施しているところでございます。

◎質問⑤

今やっている研修制度をもって、臨任の先生が正規採用の先生と同じ役割を果たすことができるとお考えなのか見解を伺います。

◎答弁

臨任教員の研修の必要性については、認識しておりますので、今後こういった研修がいいのか、臨任の場合は採用時期が一緒でないことや欠員や育休、産休の代替のケースもあること、また、かなり経験を持った方もおりますので、画一的な研修でOKとは思っておりませんので、今後個々の臨任の教員にあった研修等も含めて検討していきたいと思っております。

◎質問⑥

教育委員会として臨任の先生に正規採用職員と同じ役割を期待しているのであれば、やはり必修研修を行うべきと考えます。研修の新設は、カリキュラムセンターのマンパワーが不足している中で、容易でないことは十分に理解しております。しかし、現在の臨任の教員の研修はあまりにも脆弱だといわざるを得ません。最低限教育委員会として伝えるべき事項が、現在の年1回の必修研修で伝わるとは到底思えません。初任研等から抽出して夏休み期間等で少なくとも2、3日集中的研修を行うことから始めるのは十分に可能であると考えますが、教育長の見解を伺います。

◎答 弁（教育長）

教員というのはそもそも教員免許状の取得者でございます、大学で教職課程を終えたことによりまして、免許状を取得しております。ですので、一定の教員としての資質、能力というのは、身についた形で教壇に立っていると考えております。その上でのお話でございますけれども、議員がおっしゃいましたように、初任者研修に比べると研修の機会が少ないというのは事実だと思っております。先ほど、教育次長から答弁いたしましたけれども、必修研修は7月に1回となっておりますけれども、その他、区の教育担当や総合教育センターの様々な希望研修を受けていただくとか、委託事業で行っております「輝く明日の先生」の授業ですとか、御本人が勉強したいと思えば、それがかなう機会は作っていると考えております。ただ、若い方が多いというのは事実でございますし、また、その中でかなりの方が教員採用試験を受けていただいていることでもありますので、1年目の臨時的任用教員の力量を高めておくということは、将来の本市の教員の育成にもつながる要素を持っていると思っておりますので、こういったニーズがそこにあるのか、あるいはこういった必要性があるのか検証した上で、今後の研修のあり方を考えてまいりたいと考えております。

◆ 学校給食における地産地消の取組について

◎質問①

自校方式4校での中学校給食が本年1月からスタートし、1日に約3千食が提供され始めました。また、本年9月には南部、12月には中部と北部、それぞれのセンターが稼働を始め、全体で3万3千食もの給食が提供される予定となっています。昨年年第4回定例会で、いままで無かった中学校給食への市内産農産物の使用に関する目標に関する記載の必要性について質問した結果、本年3月改訂の第4期食育推進計画に、「市内産の農産物を中学校給食の統一献立で使用するなど、地産地消の取組みを進めていく」ことが記載されました。市内産農産物の使用に関して、自校方式4校に対する使用状況と、センター稼働後、統一献立への使用に向けた取組状況を教育次長に伺います。

◎答 弁

本年1月から完全給食を開始した4校での市内産農産物の使用状況につきましては、給食初日には、人参、大根、白菜、小松菜、長ねぎを使用した「かわさきそだちの野菜スープ」を提供いたしました。その後もブロッコリー、ほうれん草、のらぼう菜、キャベツ、きゅうり、じゃがいもを使用しているところでございまして、今後も引き続き、可能な限り市内産農産物の使用に努めてまいりたいと考えております。

学校給食センターの統一献立での使用につきましては、供給量や配送方法等について課題があるところでございますが、JAセレス川崎におきましては、セレスモス麻生店及び宮前店を拠点とした中学校給食への安定供給体制の整備が進んでいると同っているところでございます。

こうしたことから、現在、関係局及びJAセレス川崎と、さらに詳細な協議を進めておりまして、市内産農産物の品目ごとの生産量や出荷時期等を踏まえ、毎月1回程度、統一献立で使用出来るよう、調整を進めてまいります。

◎質問②

市内産農産物について、月1回、統一献立で使用されるようになると、北部と南部で差があった市内農業に対する理解を全市的に促進させる大きなきっかけになると感じております。昨年年第4回定例会で、教育長は「中学校完全給食の導人を機として、生徒が地域で生産された食材を口にすることで、地域に関する理解を深め、生産者等に感謝する気持ちを育むことは、食育の取組として大変意義深いものと考えております」とご答弁頂いております。

現在、自校方式4校で行われている市内産農産物を活用した食育教育を伺います。また、センター稼働後には全市的な取組が必要と考えますが、見解と対応を教育長に伺います。

◎答 弁（教育長）

本年1月から完全給食を開始した4校におきましては、家庭配布献立表に、献立に使用した市内産農産物を掲載するとともに、各学校における「食育だより」を活用して、「かわさきそだち」ブランド野菜の説明、川崎の伝統野菜である、のらぼう菜についての情報などを紹介しております。

また、給食時間におきまして、生徒が読み上げるクイズの題材として取り上げるなど、市内産農産物を使用した学校給食が活きた教材として、活用されているところでございます。

今後、学校給食センター配送対象校におきましても、4校における取組と同じく、家庭配布献立表や給食センターだより等で、市内産農産物に関する情報を積極的に発信し、学校生活において、農業を身近に感じる機会の少ない地域の生徒も含めて、生産者への感謝の気持ちや、地域へ

の理解が進むよう、様々な取組を進めてまいります。

◆ 橋官衙遺跡群保存活用計画について

◎質問①

橋樹官衙遺跡群は平成27年に国史跡の指定を受け、現在は保存活用計画の策定を日指し、検討を進めて頂いています。これまで20次にわたり実施している発掘調査の成果では、遺跡群の価値として、「古代地方行政機関と寺院との蜜接な関係性を示すとともに、地方官衙の成立から、廃絶に至る経過を辿ることかできる希有な遺跡群であり、その成立の背景や構造の変化の過程も判明するなど、7世紀から10世紀にかけての官衙の実態と、その推移を知る上で高い歴史的価値を有していると評価されており、計画には大いに期待するところです。計画策定に向けて現在の進捗状況について、教育次長に伺います。

◎答弁

保存活用計画につきましては、史跡の本質的価値を良好に保存しつつ、公開・活用の促進を目指し、適切な手法の下に整備するため、史跡の保存・活用・整備の具体的な方法・施策をまとめ、それらを着実に実行していくために策定するものでございます。現在、素案を取りまとめており、今後はパブリックコメントを経て、本年度中の計画策定を目指しております。

本市が策定するにあたりましては、川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会委員である古代史・都市計画・緑地保全等にかかわる専門家から御指導をいただくとともに、地元の千年町会、野川町内会をはじめ、橋樹(たちばな)郡衙(ぐんが)跡(あと)史跡(しせき)保存会(ほそんかい)、影(よう)向寺(ごうじ)重文(じゅうぶん)・史跡(しせき)保存会(ほそんかい)の方々からの御意見や御要望を伺いながら検討を進めているところでございます。

◎質問②

また、遺跡群の範囲が、既存の宅地・建物などにも及んでいるのではないかという声も聴いております。保存活用計画では、遺跡群の範囲となっている物件・土地に対し、どのような方針を策定する予定なのか、教育次長にそれぞれ伺います。

◎答弁

本年1月から完全給食を開始した4校におきましては、家庭配布献立表に、献立に使用した市内産農産物を掲載するとともに、各学校における「食育だより」を活用して、「かわさきそだち」ブランド野菜の説明、川崎の伝統野菜である、のらぼう菜についての情報などを紹介しております。

また、給食時間におきまして、生徒が読み上げるクイズの題材として取り上げるなど、市内産農産物を使用した学校給食が活きた教材として、活用されているところでございます。

今後、学校給食センター配送対象校におきましても、4校における取組と同じく、家庭配布献立表や給食センターだより等で、市内産農産物に関する情報を積極的に発信し、学校生活において、農業を身近に感じる機会の少ない地域の生徒も含めて、生産者への感謝の気持ちや、地域への理解が進むよう、様々な取組を進めてまいります。

◎質問③

関連して伺います。いまから約20年前、川崎市政70周年記念企画展として「川崎の文化財展」が市民ミュージアムで開催されました。この企画の主旨及び内容、成果に対する見解を伺います。

◎答弁

本企画展につきましては、市制施行 70 周年を記念し、市内の文化財を広く市民に親しんでいただくという主旨のもと、慶應義塾所有の国宝秋草(あきくさ)文(もん)の壺(つぼ)をはじめ、影向寺所蔵の重要文化財木造(もくぞう)薬師(やくし)如来(によらい)両脇土像(りょうきょうじぞう)、県指定重要文化財長念寺鳥(とり)合わせ(あわせ)図(ず)屏風(びょうぶ)、市重要郷土資料である初山獅子舞の獅子頭、白幡(しらはた)八幡(はちまん)大神(だいじん)に伝わる市重要習俗(しゅうぞく)技芸(ぎげい)祢直(ねぎ)舞(まい)の神楽面(かぐらめん)など有形文化財を展示したほか、民俗芸能の実演会も開催したものでございます。

開催期間は平成6年8月27日から10月10日まで、開催日数38日間で、4,683名の来場がございました。普段公開をされる機会の少ない文化財を所蔵者の御協力をいただき一堂に集めて公開し、本市の素晴らしい歴史文化や文化財を、多くの市民に御紹介することができました。

文化財は、市域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。貴重な文化財を保存し、展示等で広く公開し活用することにより、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」に寄与するものと考えております。

◆ 川崎市青少年の家施設老朽化対応について

◎質問①

川崎市青少年の家は、本市青少年教育施設の一つとして、昭和63年、宮前区に開設し、これまで多くの団体利用者に親しまれてきました。平成25年から平成27年までの直近3年分の平均利用団体数は、852団体。年間平均、2万4千名以上が利用しており、年間を通じて多くの市民が利用する施設となっておりますが、近年、施設の老朽化が深刻な状況にあり、対策が必要と考えます。特に、53ある部屋の内、46部屋を範囲としている全館空調設備の更新が喫緊の課題と考えています。まず、当施設の寿命及び更新に係る考え方を教育次長に伺います。併せて、全館空調設備の更新時期に対する考え方を伺います。

◎答弁

はじめに、当該施設の維持管理に係る考え方についてでございますが、施設の長寿命化等に係る「かわさき資産マネジメントカルテ」において、施設の目標耐用年数を60年以上と示されておりますので、この方針を踏まえ、「かわさき教育プラン」におきましても生涯学習施設の環境整備事業として位置づけており、今後、劣化状況に基づく生涯学習施設の長寿命化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全館空調設備の更新時期についてでございますが、国土交通省監修の「建築物のライフサイクルコスト」によると、空調設備である冷温水発生機の計画更新年数は20年とされておりますが、計画更新年数などにより一律に更新を行うのではなく、点検結果等に基づく状況を考慮しながら、設備の更新について検討していく必要があると考えております。

■ 一般質問（6月27日）公明党 吉岡議員 ■

◆ 骨髄移植ドナー支援について

◎質問①

がん教育の中にしっかりと位置づけ、正しい知識を子どもたちに持ってもらうことが将来のドナー確保につながると考えます。教育長に取り組みを伺います。

◎答弁

高等学校の学習指導要領では、「保健体育科保健」におきまして、「保健・医療制度及び地域の保健・医療機関」についての学習で、「臓器移植、献血の制度があることについても適宜触れるよ

うにする」と示されておりますので、これに関連して「骨髄移植」についても触れていくなど、発達の段階に応じた学習の機会について、検討してまいりたいと考えております。

◆ 放射性物質に対する正しい知識啓発について

◎質問①

さて、放射線は目に見えないことから東京電力福島第1原発事故で福島県から避難している子どもたちが各地でいじめに遭っている問題があります。放射線に関する正しい知識を身に付ける放射線教育の重要性が改めて指摘されていますが本市の対応を教育次長に伺います。

◎答弁

放射線の正しい知識の習得につきましては、児童生徒の実態や発達の段階に応じて取り組むことが重要であると認識しております。

教科学習の中では、中学校3年生の理科において、「科学技術と人間」の単元で、放射線の性質と利用に触れることとなっております。

また、防災教育の一環として、放射線に関する風評被害等不確かな情報による誤った判断に陥らないよう、学習を進めている学校もございます。

今後も、各教科等、教育課程の様々な場面を通して、児童生徒が正しい知識を身に付けることが、日常生活の自然事象を正しく理解していくことにつながるものと存じます。

◎質問②

お隣東京都や横浜市では福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」での教員研修を本年度から始めるとしてしています。子どもたちに正確な知見を伝えるためには教職員自ら思想・信条に左右されない正確な知見を身に着けるべきです。取り組みを伺います。

◎答弁

放射線に対する正しい知見を教職員が身につけるためのこれまでの取組といたしましては、全校種を対象とした理科主任研修会において、「正しく理解する放射線」をテーマとした研修を、また、「中学校理科初任者指導力向上研修」で自然界の放射線を観察する研修を行ってきたところです。

今年度は、「小中学校理科合同授業研究会」において、自然界に存在する放射線の観察を取り入れた授業研究会を行い、教職員が放射線教育の重要性について認識を深めるとともに、放射線について正しい知見を得られるよう取り組んでまいります。

今後につきましては、放射線教育にかかる研修機会の情報提供を行うとともに、他都市の先進事例等を参考にしながら、教職員の知見が深まる研修の実施に向けて調査研究してまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月27日）共産党 市古議員 ■

◆ 中学校給食（センター方式）実施に向けて

◎質問①

いよいよ9月、12月からセンター給食が始まり、全校実施となります。20政令都市の中で19番目のスタートとなります。川崎市の一大事業が、ようやく実現するからには、市民のみなさんが「やってよかった」と実感できるように、あらゆる英知をつくすべき、と私たちはさまざまな点から取り上げてきました。先行実施がされた自校調理方式の学校も視察させていただきました。

「弁当箱の蓋を立てて、隠すように食べていた様子が一変した。みんな前を向いて食べて姿勢

も良くなった」「豪華な弁当を持参する子がいた反面、質素な弁当の子どももいた。」「格差を感じていた。同じものを食べるっていいですね」などの話を校長先生からもお聞きしました。給食は中学校という忙しいカリキュラムの中で、始まるのですからかなりの準備が必要です。中野島中学校では栄養士はその年の4月から配置され、3か月前に第1回給食委員会が行われ、委員会の目標が決められ、活動も活発に行われ「給食開始に向けてのルール作りや配膳のシミュレーションを行い「好きな献立ランキング」「残りなしキャンペーン」などが話し合われたそうです。その成果なのか、視察した日の給食は、見事というしかないほど残菜はありませんでした。南部給食センターの学校の給食委員会の設置状況を伺います。

給食委員会は生徒が主体になって運営されていくと思いますが、学校側はだれがバックアップされるのでしょうか。また、それぞれがどのような活動を展開されていますか、伺います。

◎答 弁

南部学校給食センター配送対象校22校における生徒の給食委員会等の設置状況についてでございますが、本年5月末現在、給食を担当する生徒の委員会を新たに設置した学校は10校、既存の生活委員会や保健委員会等を活用して準備を進めている学校は12校でございます。

これらの委員会活動につきましては、生徒の自主的な活動であることも踏まえながら、学校全体で取り組みを進めていくものでございまして、現在、本年9月の中学校完全給食実施に向け、食器・食缶の配膳動線の確認作業や給食当番の役割確認などの準備作業に取り組んでおります。

◎質 問②

栄養士の配置について、この間ずっとうかがってきましたが、現時点でのセンター給食の提供を受ける学校と栄養士の関係を配置の状況から伺います。

◎答 弁

学校給食センターに係る学校栄養職員等の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒の数に応じまして、その標準数が定められております。

現在の生徒数を基に算定いたしますと、南部及び中部は3名ずつ、北部は2名となるところでございます。

本年4月に、学校給食センター開設準備担当として、南部及び中部に4名ずつ、北部に3名の標準法で定められた数を超える栄養士を配置したところでございます。

現在、栄養士がすべての配送対象校を個別に訪問し、食物アレルギーに関する保護者面談を、学校管理職や養護教諭とともに実施しているほか、各学校における給食指導に関する共通理解を図っているところでございます。

また、学校給食センターにおける献立の検討、調理手順の確認など、完全給食の円滑な全校実施に向けた準備を進めているところでございます。

◎質 問③

「食育だより」ですが、自校調理のところは、配置されている栄養士の名前が記載され、その学校ならではの取り組みもきめ細かく掲載され、身近に感じられる「食育だより」になっています。センター方式における「食育だより」も、自校調理方式に準じて発行していくと思いますが、だれがどのような形で発行されるのでしょうか、さらに各学校の取組みなどはどう掲載されていくのでしょうか。伺います。

◎答 弁

この5月末に「給食センターだより」を、南部学校給食センター配送対象校向けに初めて発行したところでございます。

「給食センターだより」は、家庭との連携を深め、学校給食を通じて、食に関する正しい知識の習得や、食の自己管理能力の育成に役立てることを目的として、学校給食センターから各学校の生徒、保護者、教職員に向けて発行するものでございます。

今後、給食の献立に関する工夫や、身体づくりに欠かせない栄養に関する情報、各学校の給食に関する取組など、食育に関する情報を掲載し、毎月の献立表とともに発信することで、さらに食育を推進してまいりたいと考えております。

◎質 問④

中野島中学校では、給食開始前1年間たくさんの研修をおこなって、準備を進めてきたそうです。「食育だより」では「給食1カ月前には、運搬や配膳、片付けのシミュレーションを行い最終確認をした。その中で、班づくりや磁器食器の扱い方、お替りのルールや片付けの方法などを一つ、一つ確認しながら行った」とも記載されていました。この学校では、各階に配膳スペースがとれ、ワゴン車の工夫など教育委員会も知恵を提供し、エレベーターを活用してのシミュレーションが行われ、横移動だけのスムーズな配膳が行われていました。配膳室から教室までは、それが4階であろうと、生徒による手運びが基本ということです。学校校舎の配置によっては、エレベーターが着いていたとしても使い勝手がうまくいかない学校もあることは承知しています。しかし、学校がエレベーターを使って配膳する方が合理的と判断すれば学校に任せる、ということでもよろしいですね、伺います。

センター給食校においても、学校での給食体制がスムーズにすすめられるように、各学校に寄り添い、的確な情報を現場に提供し、必要な手立てを提供する、そしてスムーズに開始できるように努力がされていると思いますが、具体的に伺います。

◎答 弁

学校給食センター配送対象校における、配膳室等から各教室までの、食器・食缶等の運搬につきましては、各学校における生徒の安全面を考慮した運用、指導のもと、生徒自身が行うことを基本としておりますが、現在、配送対象校全校に対し、ヒアリングや現地確認を行うことにより、各学校の配膳スペースや施設の状況等を踏まえた安全かつ円滑な配膳ができるよう、調整を図っているところでございます。

また、中学校完全給食の実施に当たりましては、48校全ての配送対象校で、新入生・在校生保護者説明会、及び教職員説明会を開催し、センター方式における給食実施概要や先行実施校の状況等について情報提供を行ってまいりました。

今後は、実際に使用する食器・食缶、コンテナ等を学校に貸し出し、配膳シミュレーションを行うなど、円滑な給食運営に向け、学校と一体となって取り組んでまいります。

◆ 公共施設におけるトイレの快適化について

◎質 問

川崎市の公共施設におけるトイレの快適化について、関係する局長に伺います。

民間商業施設では、トイレの快適化は急速に進み、駅構内のトイレとともに、自動洗浄・温水トイレはもはや常識になっています。

事前に、区役所、市民館、図書館、斎苑、自治会館などの全トイレ数と自動洗浄トイレと温水トイレの整備数、さらに多目的トイレの数について伺いました。すべての市民が使う公共施設ではありませんが、いただいた資料によると、自動洗浄トイレは、新しくなった幸区役所で、41箇

所全部、教育文化会館で66箇所中2箇所、麻生市民館で44箇所中16箇所、川崎図書館で7箇所中3箇所、中原図書館の22箇所中全部、総合自治会館で16箇所中9箇所です。それ以外はゼロです。温水トイレすらゼロという施設は、幸市民館、宮前市民館、高津図書館でした。今回、教育委員会所属の施設である幸市民館、高津市民館、高津図書館、宮前市民館などいずれもゼロ、もしくは1つというのはかなり遅れています。早急に自動洗浄トイレや温水トイレを整備すべきと思いますが、今年度の取り組みなどについて、教育次長に伺います。

◎答 弁（教育長）

市民館・図書館等のトイレにつきましては、和式トイレの洋式化や、自動洗浄トイレや温水トイレの整備などを図りながら、これまでも快適化に努めてきたところでございます。

市民館・図書館等の中で、老朽化が進んだ施設設備においては、補修や改修等を要する状況にございますので、各施設の状況等も踏まえ、関係局区とも連携しながら、施設設備の改修に努めてまいりたいと考えております。

なお、今年度、中原市民館の施設設備の維持管理等を事務委任している中原区役所において、市民館の既設の洋式トイレに温水便座を設置する予定と伺っております。

◆ 教育委員会の音声データ消去に関連して

◎質 問①

音声データの消去について、教育長に伺う。

代表質問でのやりとりでは、「教育長は教育委員会の事務を統括する立場」としながら、一貫して答弁の主語は「当時の庶務担当課長は…」というものでした。音声データは「公文書である」という認識はなかったようですが、1993年教育委員会に「個人情報閲覧等請求に対する全部承諾処分に関する不服申し立てについての答申がだされました。当時の個人情報保護審査会は、その答申の中で「電磁媒体に、記録されるもの又はされたもの」「一般には、職員個々人の支配下にとどまる備忘録的なメモ」以外は公文書である、と断言していました。このことは教育委員会全体の認識にしなけりならなかったのではないかと。今回教育委員会としても、何度も公文書かどうか認識する機会があったのに、音声データの位置づけをそうしなかったのは、個人だけの責任でしょうか。教育委員会として、過去の教訓や審査会の答申をまったく無視していたものと言わざるを得ません。改めて伺います。

◎答 弁

平成26年当時、「音声データは、会議録を作成するための手段として、補助的に用いたもの」にすぎないことから、開示の対象となる公文書には当たらない」との認識のもと、情報公開に係る関係条例等の適用がないものと判断してまいりましたことから、文書不存在を理由とする開示請求拒否処分を行ったものでございます。

◎質 問②

先日の新聞報道によりますと、当時の庶務課担当課長が「嘘」をついた理由について、市と市教委が「特に確認していない」「詳しく話を聞けていない」と答えたため、記者は市情報公開条例を基に、記録の開示を請求したところ、市はほぼ全面を黒塗りした「事情聴取記録書」20枚などを公開したが、「市教委は市議会に出した資料などを除き、開示を拒んだ」と報じました。おかしな話です。「詳しく話を聞けていない」と言いながら「事情聴取記録簿」は20ページにものぼっていた、しかし黒塗りです。そしてその開示を拒んだその理由について、「訴訟にどんな影響が出るかわからないため」と説明したとも報道されています。情報公開に詳しい弁護士は「訴訟に影響はしないはずで、拒否は不可解」と指摘していることも報道されています。市の情報公開条例

は原則公開です。なぜ、黒塗りなのですか。改めて、見解を伺います。

◎答 弁

現在係属中の訴訟に係る公文書につきましては、訴訟への影響などを考慮し、川崎市情報公開条例の規定に基づき、不開示情報に該当すると判断した部分について、不開示としたものでございます。

◎質 問③

そこまで言うのなら、裁判でそのことは明らかにすべきです。

審査会の資料から2000年に起きた市立中原中学校2年生の男子生徒が野球部の練習中に熱中症で死亡した事件で、その後事故報告書などの開示を求められた市教委が、公開を拒み、その理由が虚偽の回答をしていたことも報道されました。市の情報公開条例は、たいへん崇高なものです。「知る権利は最大限尊重されなければならない」公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること。「知る権利とは、地方自治の主体である市民が、市政の理解と参加のために必要な、正確で豊富なあらゆる面での情報を、あらゆる方法によって得ることができる権利」としています。

そこで伺いますが、教育委員会会議の議案と報告で、公開と非公開について、非公開にした議案・報告、それぞれの理由について、この3年間分の資料と住民から川崎情報公開・個人情報保護審査会に不服申し立てがされた件数とその内容については5年間分の資料をいただきました。教育委員会会議での非公開部分についてです。ひとつは中学生死亡事件ですが、会議では8回報告がありました。しかし、公開で報告されたのは最初の事件直後の報告と市民からだされたこの事件に関する請願の審査のときのみでした。その理由は「特定の個人が識別されうる恐れがあり、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。また、これらの検証結果をまとめる経過途中であり、公開することにより、今後の公正又は適正な意志決定に支障を生じる恐れがあるため」というものでした。肝心なところはすべて非公開、個人のプライバシーの部分は触れなくても、公開で報告できた回もあつたのではないのでしょうか。また、非公開の理由がパターン化して、しかもプライバシーの侵害には当たらないのではと思う実態と違うものもある、理由にならない理由がつけられているものもあります。

教育委員会は、独立した行政委員会として、教育に直接責任を担っている崇高な理念を持つ委員会です。市民とともに子どもたちの豊かな教育の実現のために常に努力していく使命があります。そのためにも情報公開は不可欠です。教育委員会会議の非公開部分も、情報公開条例に沿って、見直すべきです。うかがいます。

◎答 弁

教育委員会会議の公開、非公開の判断につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「川崎市教育委員会会議規則」等の規定に基づき、会議に付議すべき事件に応じて対応しているところでございます。

◎質 問④

たしかに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では第14条で「会議は、公開する。ただし人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と書いてあります。川崎市の教育委員会会議もこれにのっとって、手続きは踏んでやっているということなのでしょう。しかもこれは「できる」規定です。手続きの問題ではなくて、情報公開条例の市民の知る権利という本旨からみてこの非公開部分について検討し直すことは考えていないのか伺います。

◎答 弁

教育委員会会議の公開、非公開の判断につきましては、関係法令等の規定に則り、今後も、引き続き、対応してまいりたいと存じます。

■ 一般質問（6月27日） 民進みらい 押本議員 ■

◆ 組体操の課題について

◎質 問①

全国の学校で年間8千件を超える事故が発生している組み体操の課題について伺います。

一昨年、大阪府の中学校で発生した事故の映像が流れ、社会問題化しました。その後、スポーツ庁は、昨年3月、安全確保を図るよう全国の教育委員会に通知し、本市教育委員会においても同月、学校長に対して、安全確保の留意点を示した所です。この通知前の平成27年度に、組み体操を実施した市内小学校は全113校中/89校、中学校は52校中/50校、高校は5校中/2校でした。そこで、まず、通知後の平成28年度及び予定を含め平成29年度現在の実施状況について伺います。

◎答 弁

平成28年度につきましては、小学校では113校中63校、中学校では52校中49校、高等学校では5校中1校が実施しております。

今年度につきましては、小学校では113校中61校、中学校では52校中46校が実施しております。今後、小学校、中学校、高等学校それぞれ1校が実施を予定しております。

◎質 問②

次に、平成27年度実施校の内、危険度が高いとされる「ピラミッド」については、小学校89校中/72校で実施され、平均4.4段、最大7段を5校で行い、中学校においては、50校中/47校で実施、平均5.5段、最大8段を7校で行ったとの事です。また、「タワー」についても小学校89校中/73校で実施、平均3.2段、最大5段を2校で、中学校では、50校中/42校で実施、平均3.7段、最大5段を5校で行われています。平成28年度及び平成29年度現在のこれら「ピラミッド」及び「タワー」それぞれの段数別実施校数と平均段数について伺います。

◎答 弁

はじめに、平成28年度におきましては、
小学校におけるピラミッドの実施校は63校中50校、
平均段数は3.2段、
段数の内訳は、
2段が3校、3段が39校、4段が3校、5段が4校、
6段が1校でございます。
タワーの実施校は63校中35校、
平均段数は2.9段、
段数の内訳は、
2段が10校、3段が20校、4段が5校、
となっております。
中学校におけるピラミッドの実施校は49校中41校、
平均段数は4.8段、
段数の内訳は、

3段が2校、4段が8校、5段が29校、7段が1校、8段が1校でございます。
タワーの実施校は49校中39校、
平均段数は3.3段、
段数の内訳は、
2段が3校、4段が21校、5段が15校
となっております。
高等学校におけるピラミッドの実施校は5校中1校、
段数の内訳は6段が1校でございます。
タワーの実施はございません。
次に、今年度の実施についてでございますが、
小学校におけるピラミッドの実施校は61校中50校、
平均段数は、3.2段、
段数の内訳は、
2段が5校、3段が37校、4段が3校、5段が4校、6段が1校でございます。
タワーの実施校は61校中24校、
平均段数は2.8段、
段数の内訳は、
2段が10校、3段が10校、4段が4校
となっております。
中学校におけるピラミッドの実施校は46校中41校、
平均段数は4.6段、
段数の内訳は、
3段が5校、4段が8校、5段が26校、6段が1校、7段が1校でございます。
タワーの実施校は46校中37校、
平均段数は3.0段、
段数の内訳は、
2段が8校、3段が20校、4段が9校、
となっております。
高等学校につきましては、
1校が実施予定でございますが、段数は未定でございます。

◎質問③

次に、事故発生件数について、平成27年度で骨折事故が小学校で3件、中学校で7件の計10件起きています。平成28年度及び平成29年度現在の事故発生件数について伺います。
骨折部位や発生時期等の内訳についても伺います。

◎答弁

平成28年度の組体操における骨折事故につきましては、中学校で4件発生しており、骨折の部位は、腕1件、手の指1件、足の指2件となっております。

今年度につきましては、6月15日現在、中学校で3件発生しており、骨折の部位は、腕1件、手首1件、足の指1件となっております。

なお、小学校及び高等学校におきましては、平成28年度、今年度ともに、発生しておりません。

次に、骨折事故の発生時期についてでございますが、平成28年度につきましては、事故の4件中1件は体育祭当日、他3件は練習中に発生しております。

今年度につきましては、事故の3件中1件は体育祭当日、他2件は練習中に発生しております。

◎質問④

これまでの取り組みによって、先の答弁でも解るように、組み体操実施校だけでなく危険度が高いとされる「ピラミッド」、「タワー」の実施校や取り組む段数も減少傾向となっています。事故件数についても、平成27年度の10件から4件へとおよそ半減するなど一定の効果をもたらしていますが、今年も中学校で3件の骨折事故が発生しています。減少傾向ながら依然、事故が発生している現状をどのように受け止めて評価しているのか伺います。また、事故事例を見ると、平成27年度の骨折事故も割合として中学生が高く、昨年・本年ともに中学校で起きていることから「生徒の身体的な成長の差」や「中学になって技の難易度が上がる点」など様々な要因が考えられます。さらに、発生した骨折事故について、前述の校種や種目など事故の要因を分析し、学校間での事例共有などを図って、来年度は、事故がない取り組みとなるよう進めていくべきと考えますが、見解と対応を伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましては、これまでも、各学校に対し、組体操の実施に当たり、「校長の監督の下で組織的な指導体制を構築すること」、「児童生徒の体力等の状況を踏まえ、段階的、計画的な指導を行うこと」、「活動内容に応じた安全対策を講じること」など、安全に配慮して取り組むよう周知してまいりました。

また、本年4月には、「川崎市立学校体育・保健体育科代表者会議」において、昨年度の事故事例をもとに事故防止に向けた研修を行うとともに、全市立学校に日本スポーツ振興センター発行の「体育的行事における事故防止事例集」を配布し、組体操実施における具体的な事故防止策を各学校で共有するよう指導したところでございます。

事故件数につきましては、ここ数年、減少しておりますが、依然として組体操による骨折事故がなくなっていない現状を踏まえ、組体操の実施につきましては、各学校が計画段階から、安全を最優先にして取り組むことが重要であると考えておりますので、引き続き、安全面に配慮した組体操の指導に努めてまいります。

■ 一般質問（6月27日）自民党 廣田議員 ■

◆ 市内にある史跡・名跡等文化財の案内ガイドについて

◎質問①

市内にある史跡・名跡の案内ガイドについて、市内には文化財が多く存在していますが、民俗芸能を含む無形文化財や名跡を含む有形文化財の指定、登録の数について伺います。

また、案内ガイドが設置されている数についても伺います。

◎答 弁

市内には、本年4月1日現在、国指定文化財が16件、神奈川県指定文化財が27件、川崎市指定文化財が111件、国登録文化財が4件、神奈川県選択無形民俗文化財が1件、合計159件の文化財がございます。

これらの指定文化財を中心として、文化財の所在地に解説板を設置しており、現在、66基設置しているほか、日本民家園の文化財建造物25件にも解説板を設置しております。

◎質問②

説明文はどのように作成されるのか、また、近年外国からの観光客が増加しており、2020年

オリンピック・パラリンピックに向けて案内板の多国語標記についても伺います。

◎答 弁

解説板の説明文につきましては、文化財の指定調書や調査報告書をもとに、文化財の所有者や管理者、保存団体と協議を行い、作成しております。

多言語表記につきましては、外国人観光客の多い日本民家園では、解説板に英語表記も加えるとともに、本年4月から、園内の古民家の解説をいつでも気軽に聞けるように、スマートフォンを使用する日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語音声ガイドを導入しました。

◎質 問③

維持管理についてと設置場所の基準はあるのか伺います。

◎答 弁

維持管理につきましては、必要に応じて、優先順位をつけて解説板の修理などを行っております。

設置場所につきましては、文化財の所有者や管理者、保存団体と協議を行い、文化財の歴史に触れやすく、景観にも配慮した適切な場所に設置するよう努めております。

◎質 問④

文化財等のガイドブックを作成しているのか、また児童に配布しているのか伺います。

◎答 弁

教育委員会では、市民の皆様にも市内の文化財を紹介し、地域の歴史や地域の資源に目を向けていただけるよう、「かわさきの文化財入門」を平成25年3月に刊行し、有償配布するとともに、市域の文化財についての学習に活用できるよう、全市立小学校に配布しております。

また、地域学習副読本「かわさき」におきましては、史跡や伝統芸能などの文化財を掲載し、毎年小学校3年生に配布しているところでございます。

◎質 問⑤

関連して、小学校では地域の探検として文化財等の見学をしていますかどのような指導をされているのか伺います。

◎答 弁

文化財等の学習につきましては、学習指導要領に基づき、3年生及び4年生の社会科の学習において、「身近な地域について」や「地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事」の単元で学習いたします。

「身近な地域について」の学習では、自分たちの住んでいる地域について、学校の外へ出て、観察し、調査したことを白地図にまとめております。

その学習の中で、古くから残る建造物等の地域の文化財を取り上げ、副読本等で調べたり、聞き取りをしたりして、地域の成り立ちや移り変わりを知り、身近な地域について考えるよう指導をしております。

また、「地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事」の学習では、古くから伝わる文化財の見学や伝統芸能を体験するなどの活動を通して、自分たちも伝統や文化を受け継いでいくひとりであるという意識を養い、地域の人々の願いを考えるよう指導をしております。

◆ 部活動指導員の制度化について

◎質問①

部活動は、スポーツや文化等の活動を通して、豊かな人間形成を育む上で、大きな役割を果たしていると思いますが、
現在、本市では学校における部活動の意義をどのように、とらえているのかについて伺います。

◎答 弁

部活動につきましては、中学校及び高等学校の学習指導要領におきまして、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示されております。

本市におきましても、部活動は、学校教育の一環として、生徒が共通の目標に向けて仲間と協力し、達成感や充実感を味わい、豊かな学校生活を経験することができる意義ある教育活動であると認識しているところでございます。

◎質問②

本市の部活動について、今年5月に「バランスのとれた部活動の運営に向けて」を発出し、部活動の適正化に向けた取組を実践するよう各学校に周知したと聞いていますが、その取組を実践するにあたり、本市の部活動の休養日の設定状況や朝練習の活動状況について伺います。

◎答 弁

昨年度、川崎市立中学校部活動検討専門会議において実施いたしました「部活動指導に関する実態調査」によりますと、「定期的な休養日を設けていない」と回答した教職員が21.4%、「平日の朝、部活動指導を行っている」と回答した教職員が38.6%でございました。
教育委員会といたしましては、このような現状を踏まえ、バランスのとれた部活動の運営を進めるために、1週間の中に、少なくとも1日の休養日を設定すること、学校として、又は各部活動ごとに、週の休養日以外の

「ノー部活動デー」を月予定の中に設定すること、及び朝練習を実施する場合、生徒・家庭・教職員の過度な負担とならないよう実施基準を明確にし、計画的に行うことを、学校の実情に応じて実施するよう周知したところでございます。

◎質問③

部活動は、学校教育の計画に基づき、生徒の自主的な参加により行われるスポーツ、文化、科学などの教育活動ですが、本市に於ける部活動の課題として、顧問の中には、競技や活動経験の無い教員が部活動を担当することがあると聞いておりますが、そのような顧問の割合は、どの程度なのか伺います。

また、そのような部活動に派遣をしている外部指導者の現況について伺います。

◎答 弁

「部活動指導に関する実態調査」の結果によりますと、「担当している部活動について、競技・活動経験がない」と回答した教職員は、48.8%でございました。

また、部活動外部指導者には、経験が豊富であることはもちろん、学校教育における部活動の意義や、学校と地域との関係及び学校を取り巻く環境について理解した上で、顧問の指導計画に従い、顧問を支援する立場で、生徒の実技指導にあたっていただいているところでございます。

なお、1回の指導時間を2時間程度とし、3,000円の謝礼金を支払っているところでござ

いまして、今年度は、市立中学校及び特別支援学校55校中43校に、111名の外部指導者を派遣する予定でございます。

◎質問④

文部科学省は、外部人材が中学や高校の部活動を指導することや、大会などに引率ができる「部活動指導員」を、4月から制度化するとの発表をしましたが、部活動指導員の導入について、本市の考えを伺います。

◎答弁

部活動指導員を導入した場合の効果につきましては、生徒に対する専門的な技術指導や、競技経験のない教職員への支援のほか、大会や練習試合への生徒の引率、保護者への連絡、用具・施設の点検管理、会計管理などについても、部活動指導員が行うことができるようになるなど、様々な場面で、部活動の充実に資することにつながるものと考えているところでございます。

一方、部活動指導員の導入にあたりましては、その身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償及び服務に関する規則等の整備が必要とされていることや、部活動指導員に対する、学校教育における「部活動の位置づけ」や「教育的意義」、「サービスの遵守」等についての事前及び定期的な研修の実施などの課題もあることから、他都市の導入状況なども含めて調査研究を進めてまいります。

■ 一般質問（6月27日）自民党 青木議員 ■

◆ 遺跡調査について

◎質問①

巷では、工事の際、遺跡が出て、工事が伸びたという話を聞きます。法律では、遺跡が出そうな場所では、遺跡の発掘調査をしなければならない法律になっています。これは、文化財保護法に則って、埋蔵文化財を保護しなければならないとされています。そこで、この遺跡発掘調査について伺います。

◎答弁

発掘調査には、遺跡の存否や範囲を確認するための試掘調査、遺跡を保存する目的で行う確認調査、学術研究のための調査、開発工事によって遺跡に影響を及ぼす場合に実施される記録保存目的の調査がございます。

市内には約600ヶ所の「周知の埋蔵文化財包蔵地」があり、その範囲や内容についてはガイドマップかわさきや遺跡地図等で周知を図っているところでございます。

現在、市内では、年間10数件の発掘調査が実施されておりますが、その大半は土木工事等に伴う記録保存を目的とした発掘調査で、個人住宅や市の公共事業等に伴う発掘調査は教育委員会が実施しており、民間による開発工事等に伴う発掘調査につきましては、事業主体者が経費を負担し民間の発掘調査組織に依頼して発掘調査を実施しております。

◎質問②

市内には、600箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地があるということで驚きです。また、年間で、十数か所の発掘調査が実施されているとのこと。また、答弁によると、個人住宅の調査は、市で調査をし、マンションや戸建て住宅などの開発は、民間事業者がするとのこと。よく地域では遺跡が出たので、工事が半年、1年伸びたとの話を聞きます。そこで、発掘にかかる期間と費用について伺います。

◎答 弁

発掘期間と費用につきましては、様々なケースがありますので、一概に申し上げることは難しい状況でございますが、一般的に個人住宅建設に伴う調査には1週間程度、開発工事に伴う調査には半月から1ヶ月程度を要しております。

◎質 問③

実質的な、発掘調査については、長くて1ヶ月程度とのことですが、しかしながら、その前後の調整を含めるとある程度時間がかかるのが、現実的ではないでしょうか。事前に、遺跡がある可能性がある土地、例えば隣の土地では、遺跡が出たので、自分の土地も遺跡があるのではないかと予想される場合、所有者が、遺跡調査を依頼して、自費で調査することは可能なのか伺います。

◎答 弁

発掘調査のうち、記録保存目的の調査につきましては、工事により遺跡に影響が及ぶ場合に行われるもので、事業計画がない場合には経費の負担の有無を問わず発掘調査を行うことはできません。

しかしながら、教育委員会では、市内における遺跡の内容や広がり等を把握するため、土地所有者の承諾を得て計画的に遺跡分布調査あるいは確認調査を実施しており、土地所有者から埋蔵文化財の保護を目的とした遺跡の存否確認のための調査希望等があれば、教育委員会が実施している調査計画と照合し、対応してまいります。

■ 一般質問（6月27日）公明党 岩崎議員 ■

◆ 京急八丁畷駅周辺の安全対策について

◎質 問

この付近は二つの小、中学校があります。お開きした限りでは、非常ボタンのあることやその使い方など知らない児童生徒が大半を占めました。安全への啓発について、教育次長に伺います。

◎答 弁

本年4月に、八丁畷駅踏切で発生した事故を受け、当該踏切を通学路とする学校におきましては、担任による交通安全指導や、全校集会における校長講話等により、児童生徒への注意喚起を行ったところでございます。

踏切に非常ボタンがあることや、その使い方につきましては、「踏切道の安全啓発キャンペーン」において、本市と鉄道事業者が作成したチラシを児童生徒へ配布し、指導を行ったところでございます。

今後も、「警報機が鳴ったら踏切に入らない」、「無理な横断はしない」などの注意事項も含め、児童生徒の事故防止の啓発に努めてまいります。

■ 一般質問（6月27日）無所属 月本議員 ■

◆ 薬物乱用防止教育について

◎質 問①

薬物乱用防止教育は重要で、インターネットの普及により、どこでも誰でもその気になれば危険薬物を入手することができる時代になりました。県立高校の夏休みの初めの登校日で講演した際、疲れが取れるサプリと言われて危険ドラッグに誘い込まれる手口の紹介を行いました。適切な知識を身につけていかなければ、いつどこで巻き込まれるか、分かりません。

現在、市内の中学校・高等学校では薬物乱用防止教育が全校実施されていると伺っておりますが、その実施状況について伺います。実施要領には実施の場面として、小学校の保険領域、中学校の保健分野、高校の保健での学習や、始業式終業式等での講話や注意をもって「防止教育の実施」とすることはできないと記されており、特別授業を行うことが示されております。

まず、昨年度の薬物乱用防止教育の講師の実績を伺います。また、講師の選定方法について伺います。さらに、学校外講師を選定するときの基準を伺います。

◎答 弁

昨年度の市立学校における薬物乱用防止教室におきましては、学級担任や養護教諭が指導を行うほか、学校薬剤師、保健福祉センター職員、警察職員、民間団体等構成員、薬物乱用防止指導員等の外部講師を招き、指導していただいているところでございます。

教育委員会では、神奈川県薬物乱用防止教室実施要項に基づき、薬物乱用防止教室講師リストを、各市立学校へ示しており、児童生徒の発達段階や実態に応じて、講師を選定しております。

◎質 問②

次に実施結果の報告について伺います。薬物乱用防止教室等実施状況調査に対応する報告を教育委員会に上げる旨が実施要領に示されております。防止教室の実施結果を受けての課題とその対応を行っている事例があればお聞かせください。

◎答 弁

教育委員会では、薬物乱用防止教室実施要項に基づき、各学校から開催の有無、対象学年、実施回数、講師の職種、教育課程上の扱い、学校保健計画での位置付け等について報告を受け、その集計結果を毎年度末に神奈川県及び文部科学省へ報告しております。

また、各学校におきましては、薬物乱用防止教室の実施後に、毎回、児童生徒へのアンケートを実施し、これを参考に、教職員が成果や課題を明確にし、次年度に向けた効果的な指導方法や講師の選定などの検討を行い、薬物乱用防止教室の取組の充実を図っているところでございます。

◎質 問③

薬物乱用防止教室を通じ、一度でも手を出さないように、また、川崎市立学校出身者からは一人も手を出さないように、生徒指導や生徒とのコミュニケーションのあり方を踏まえ、どのように目標設定し、それぞれ効果検証を行い、薬物乱用防止教育を進めているか伺います。また、講師の特性によって、防止教室実施前後での学習指導や生活指導の手法が異なってくると考えられますので、生徒が疑問に感じたことに対し、矛盾のない配慮や対応が求められますが、今後の薬物乱用防止教育における取組の方針について伺います。

◎答 弁

市立学校におきましては、薬物の乱用は「一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると、やめられなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすこと」などについて、児童生徒が十分に理解できるよう、薬物乱用防止教育を推進しております。

薬物乱用防止教室を効果的に実施するためには、専門性を有する外部講師による指導が有効であり、そのためには、児童生徒の実態にあった適切な講師を選定するとともに、実施後に児童生徒に対するフォローや、講師との連携をしっかりと行うことが重要であると考えております。今後も外部講師に御協力をいただきながら、薬物乱用防止教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月28日）自民党 吉沢議員 ■

◆ 環境共生都市について

◎質問

本市は環境教育に取り組んできましたが、現在までの取組と成果について伺います。また「触れる地球」を活用して環境共生教育をすべきと考えますが教育長の見解を伺います。

◎答弁

学校における環境教育につきましては、身近な生態環境の学習や環境保全活動など、地域や各学校の特色を生かした取組を推進してきたことにより、子ども達の環境への意識が高まり、実生活の中で自らできることを実践する姿が見られるようになってまいりました。

「触(さわ)れる地球」の導入につきましては、その機能を十分に理解するとともに、導入場所や教育プログラムの検討、専門的知識をもつ職員の確保・育成等の課題がございますので、他都市での事例を参考にしながら可能性について検討してまいりたいと考えております。

■ 一般質問（6月28日）公明党 山田議員 ■

◆ 子どもサポート南野川について

◎質問

先日、現地を視察してまいりました。当日対応して頂いたスタッフの方(元教員OGの方)からは不登校児童・生徒のための大切な居場所として、その役割をしっかりと果たしていることを伺いました。更に今後の課題としては、利用時間の拡充として現行の週4日を月曜日を加えることで週5日にすることや開催時間も1時間延長して午後5時までとすることで、子ども達の利用拡大や放課後、駆けつけて来る子ども達の学習支援にも大いに役立つとのことでした。そこで、これ等の対応について宮前区長と教育長の見解を伺います。

◎答弁（教育長）

教育委員会といたしましても、不登校児童生徒の態様や取り巻く環境は様々であり、一人ひとりのニーズに合わせた支援をするためには、多様な学びの場があることが、重要であると考えております。今後も、関係機関と連携し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援に努めてまいります。

◆ 図書カウンターについて

◎質問

次に図書館カウンターについて教育長に伺います。私は、平成27年6月議会に多くの図書ニーズにこたえるため時間的に制約のある方達のために図書館カウンターを駅近くに設置し通勤等のなかで利用できるようにすべきと指摘しました。特に、図書需要が高く、図書館利用に不便な宮前区や高津区を優先して整備すべきであり、更には、現在図書返却サービスを行っている行政サービスコーナー等への拡充を提案してきました。これに対し当局からは、前向きに教育プランに位置付けるとの答弁を頂いてきました。これまでの検討状況と今後の取組を伺います。

◎答弁

これまで市立図書館では、図書館ホームページから図書資料の予約を可能としたり、図書館施設以外での返却ポスト設置、また自動車文庫での巡回などにより、市民サービスの向上に努めて

まいりました。

図書館カウンターにつきましては、他都市における取り組みなども踏まえ、設置や運営にかかる経費やスペース等の試算を行うなど、検討を進めているところでございます。

費用対効果やスペースの確保など、解決しなければならない課題はございますが、市民の皆様
の利便性の向上が図られますよう、かわさき教育プラン第2期実施計画等の策定の中で、引き続き
関係局とも連携しながら検討してまいりたいと存じます。

■ 一般質問（6月28日）共産党 石川議員 ■

◆ 宮前平駅改修工事の進捗状況と図書返却ポストの設置など改善点の検討状況について

◎質問①

図書返却ポストの駅構内への設置について、昨年6月議会で「実現の可能性について検討して
まいりたい」との答弁でした。検討状況を教育次長に伺います。

◎答 弁

図書館の開館時間外にも図書資料を返却できるよう、宮前区におきましては、宮前図書館や鷲
沼行政サービスコーナーのほか、有馬・野川生涯学習支援施設に返却ポストを設置しているところ
でございます。

宮前平駅への返却ポストの設置につきましては、関係局とも連携しながら、鉄道事業者へ問い
合わせを行っておりますが、新たな返却ポストの設置にあたっては、経費の負担や設置場所のバ
ランス、周辺地域の状況などを考慮したうえで、考え方を整理していく必要がございます。

今後も関係局や鉄道事業者等と調整を図りながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えて
おります。

■ 一般質問（6月28日）民進みらい 織田議員 ■

◆ 小学校の給食調理室の改修と改善について

◎質問①

西有馬小学校、白幡台小学校2校の給食調理室の営修繕の課題と対応について伺います。

◎答 弁

はじめに、西有馬小学校につきましては、給食室内の暑さや結露が課題となっておりますので、
回転釜の上部にある排気フードの機能を向上させることにより、給食室内の温度対策等を図って
まいります。

次に、白幡台小学校につきましては、下処理スペースの狭隘が課題となっておりますことから、
調理器具の移設や、水槽の入れ替えを行うことにより、スペースを確保し、課題の解決を図って
まいります。

なお、両校とも今年の夏休み期間中に対応する予定でございます。

◎質問②

この2校以外の小学校について老朽化などに伴う、営修繕のあり方について伺います。

◎答 弁

給食室における施設設備の修繕や、作業環境の改善等につきましては、学校からの申請等に基づき、
現場の状況を確認し、優先度の高いものから順次、修繕等の対応を行っております。

給食室の環境改善につきましては、立地条件や構造等、学校ごとに状況が異なりますことから、それぞれの状況に応じた対応を行ってまいります。

■ 一般質問（6月28日）公明党 沼沢議員 ■

◆ 学校の施設整備について

◎質問①

つぎに学校の施設整備について伺います。学校トイレの洋式化についてです。

トイレの快適化事業と学校の活性化事業を合わせると全校実施はいつ頃の見込みになるか伺います。

災害時避難所となる学校体育館のトイレの洋式化についてです。先の質問の答弁では44%の洋式化率とのことでした。神奈川県・横浜市・東京都では、公共施設の洋式化を進めるとしていますが、本市では遅々として進みません。一般開放され災害時避難所となる体育館トイレの洋式化を先行してでも推進すべきです。見解と取組を伺います。

◎答弁

はじめに、「学校トイレ快適化事業」は、平成20年度から便器の洋式化や、床面のドライ化等のトイレ改修を実施してきており、平成31年度までには全ての学校において少なくとも1系統以上の快適なトイレを設置できる見込みとなっているところでございます。

また、「学校施設長期保全計画」におきましては、平成26年3月の計画策定時における校舎の築年数が21年から30年までのBグループ、31年以上のCグループの再生整備工事において、全てのトイレの改修を行うこととしております。

この計画では、老朽化した学校施設の改善を図るため、第1期取組期間である平成26年度から、おおむね10年間でB・Cグループの学校に順次着手することとしており、今後とも計画的な整備に努めるとともに、可能な限りの早期の実施につきまして関係局と協議してまいりたいと考えております。

次に、体育館のトイレについてでございますが、体育館は、施設開放や、災害時の避難所として、多くの市民の方々の利用も想定されますことから、「学校施設長期保全計画」におきましては、体育館の改修につきましても同時に進めているところでございます。

今後につきましても、「学校トイレ快適化事業」と「学校施設長期保全計画」を着実に推進していくことにより、全ての学校のトイレ環境の改善に努めてまいります。

◎質問②

施設老朽化対策についてです。

水道水の赤水がでるとの相談を受けました。冬には凍結もする築50年の校舎です。一般家庭ではすぐに修理すべき問題です。学校から修繕依頼がきた場合の対応を伺います。

今後の取組についても伺います。

◎答弁

本事案につきましては、学校から提出された営修繕の申請書を受け、教育委員会では現場確認を行ったところでございます。平成28年度に実施した簡易専用水道検査においては、臭気、味、色等に問題はございませんでしたが、今回調査した結果、給水管の老朽化を確認いたしましたので、早急に対策を講じてまいります。